類聚名物考

百五

和書門 類 二七七九八號 一二二函 四架 一六一冊

内閣文庫 和書 類 二七七九八號 二〇九函 一六一冊 一四架
(八十百ヲ)

内閣文庫
番號 和 27798
冊數 156 (118)
函號 209 106

国立公文書館
National Archives of Japan

調度部十五
同 十六

日本政府図書

類聚名物考 百十五巻

明治十二年謄寫

○寶貨部

後漢書ニ劉盆子傳乃復還発掘諸陵取其宝貨

○砂金　さきん

今昔物語十六傳大納言ここに　巻　尤なる事

納戸の砂金百両ありけれとも人これハ

若人とりて宗たるを大納言ハなみて法おくなけちるされけり

鎌倉ありし法

本草綱目ニ金条下宝貨ニ辨疑云沙金細如沙屑出蜀中

日本政府圖書
內閣文庫

○我朝唐土天竺にても金を宝とすることの　據を引る事
宝物集巻一十二丁以下に委しく志るされ

陸奥出始貢黄金之
○類聚国史 三 四十五代聖武天皇陸奥の国より始めて
黄金をたてまつりこの邦に金の初めて出し国の主に賞を与へ
て三位に叙せし佛法繁昌の　應なりとぞ
○續日本紀

金

○名　かね

金ハ惣名にして五金をすへてこの外にも猶多くみちて

加以呂ハ都加称にして萬葉の字也

○草木子　土之剛者成石而金生焉

○金槐〔槐〕集中七首　金慈

こゝろ有陸奥山は所民の家もさかえぬ宝もすることの

あふこのちかき名を良の布まうるかゝて称君ぞ我君之代

今案
今の世にて云ふは小判の事なれども是も以上の世にては上
古のはこなる物金を切とせし也それより後のは流し金にて或は
竹流などとて流行し一流して一両目を切てつかふとの事今の世
もそのまゝしおきたる人あるにや
○大坂有六文字生まで反故つめて郷史しけるものゝ付けるまで金
を二三十両むかうの屏風の上より付もして入てへうちのしひ
これはあきもしからぬ惜しとはおもはれたれとその様まで詮意
中て云ふ事へなり

○黄金 こかね
○黄金をもって接ぐかうなり
○本草綱目ハ金條下 東觀秘記云辺人以黄金塞九竅則尸不朽
○地鏡圖云黄金之氣赤夜有火光及白鼠
○時珍云或云山有薤下有金
○源氏集 春柳
露をおもこそねぬらしけりの春柳はやくめかけたるこかねなりけん
○明月記寛喜二年六月廿一日、行幸殿被公、羅文小羅
燕瑞緑廣衬以染作唐草 蒔絵枕脇足歟
錺黄金 或為金物

黄銀白金
○瑯琊代酔編 巻十二 五十

○東夷青金
○本草綱目八金条時珍云く、外国五種乃波斯紫磨金東夷青金
林邑赤金西戎金古城金也
○考ふに東夷といへるハあれハ我邦をさしていへる多きに青金
このかたより出しといふにうれ義といふよめる金なきまゝ金あるあらぬ物の
俗よそい名といふとの紀

○金薄
○本草綱目八金條 志曰今醫家所用皆錬熟金薄及以水
煮金器取汁用之
○唐六典三 調貢

炫金
○通鑑 宋文帝紀 一躰炫金不及百両○注炫金金之銷金
是也

銅薄
○本草綱目八時珍云凡用金薄須辨出銅薄

金銀薄
○和名抄 十五 外国志云長者金銀薄承塵

竹刀 あをひえ
○和名抄 十五 日本紀私記云竹刀 阿乎比衣 言以竹刀剪金銀薄也 俗 もくきりへら

南金

○後漢書 冥劉陶傳就使當今沙礫化為南金瓦石變為和玉○
注詩曰大路南金○鄭玄注云荊揚之州貢金三品

兼金

○孟子 陳臻問曰前日於齊王餽兼金一百而不受於宋餽七
十鎰而受 ○趙岐注兼金好金也價兼倍於悪者故曰兼金

蝕箔金

○通鑑 唐僖宗紀○注博聞錄有蝕箔金法及分數者打
成大箔片以黄礬一両雞屎礬一両膽礬半両硇沙一分
信土一両赤土一両衮研以監膽水調金片上炙乾更搽更炙
如此三度已来用牛糞灰一重置隝下大火火徽一日取出湿
湯洗浄其存者金也其蝕者銀也

閻浮檀金　えんぶだごん

○観無量寿経ニ有衆妙華作閻浮檀金色如旋火輪○科注閻浮檀金者長水首楞厳疏云炎浮檀金正云染部捺陀此西域河名其河近其樹其金出彼河此則河因樹名金因河称也或云炎浮果汁貼物成金因流入河染石為金也其金色赤黄ハ兼帯紫焔故也観経疏説閻浮檀金超過紫磨金色百千万倍乃至但贍部樹半臨陸地半臨海中此海取歳有金也而水極深然金色微出海水上若転輪王出也諸夜叉等神取此金将来博易故人間有也若著闇中闇無那陀此言江又云海也已上

○金銀

○善庵雑談 創業記考異云慶長七年の比より佐渡国ニ銀倍増して幾万貫目余を納む越後景勝彼国を領せし時も僅なりしと云々又石見国の銀山も倍増して四五十貫目を納むこれも毛利輝元の時ハさのミなかりし僅く神祖の御威にうしよりかくのことし右の両国の銀山大久保石見守代官たりしより銀ハ上納也毎年石見守三月佐渡へ下り八月伏見へ上り九月十月ハ石見国へ下る慶長十一年伊豆の国の銀山の銀多く出し大方佐渡国より出る銀も其下にと以ふこれを以て長坂小刑部代官たりし向後ハ大久保石見守代官たるへしとこれまて大業を開きしもふ神祖をハ天の助けのふおほしめしなる事と云ふ

○赤足金

宝暦十四年唐山請胡より出る今銀座より赤足といふ字をきざみ出せ
なるすたるもきこて さらにみし人の聞しは赤足よりいふ所なり

○本草綱目八金条下時珍云金有山金沙金二種其色七青八
黄九紫十赤以赤為足色 和銀者性柔試石則色青和銅
者性硬試石則有声

これよりは以赤為足色といふよりて上金をいふ名に赤足
といふなる足といふは形成論は足なしてまぬといふ名よ
り出たる足和語に何しといふも同じ意なり

○付石 試石

此方にても黒き石に金銀をすり付てこころむる所を呼
つけ石といふ本草綱目金条下時珍が試石といふそのことなり
京都加茂川の石を極品とし此そのよき物は売るらるしといふ

○浪安

○續草廬雑談を比民部へ清佐の説せる 嚴廬の清く夷狭の談
式をたのしむ寄戸の銀台寄を以て称氏西印より保まては其の淳
朴なくのめくたれは世間せくりみして下せとやれきにしつかりと
あく奏りたる風俗となりて今は下しの者僕等も銀を投を以て
称氏微す云ての命り之我知ち去へは座の割によられて投分を
去安とも云ふし且四海云ふを去安とては いつれの時より
なりや ならし此今の良子の去安に投る去れは西印より比安
云ふを去安と云ふにや

○銀閣
○宋史第　れつらひ　銀札
作銀閣　廃不用　包拯知平江贅買田以肉刑従事傍以楮銭
○銀札ハ宋ニ初りしえにて　天下通用したりしハえさまつさると
せらる

古物　まことのもの
所久ハ年ニ出る閑居友ト云冊子　きこし
此外數ハ後人の名佐殿下ニ有り　貴人の
書とて又は銀銀雑集ニ出て其今をいふことさも下
かむ出字も銀をを

○閑居友下　承久年間山居の君が基に云はれて侍る　おとこ有
その名をは物語にも侍れは毎夜人もありけれ　良女はやしの老人一人
をしてこの世に亡ぬこの心は中納言のもとに居たるを侍るにつら
まれける者の田舎にやられにけるか上りけるが下されて世毎
のことおとろきて見れはそれうしろ姿のやさしさは恋
ろしめさりやとうひたれは知たるもあはてたは若しかるへきとて
字ぬきてつとめてまことの物おもひしやそれけりこの女はとて

親の孝養ハおこたらんとてつとて髪を切ておもきてたぬさ
てその日の行ひをもして日比去つる君にまみえちとてやかて
して我身ハやかてその日出家して静なる所にかくれみしく
知ちらひ侍りけるさてその身の君に出てかりしのみに侍り
しを中納言にいひ入れハされをよろこひけるとてしそのハ然う
色ちりけるそのみな侍すれハかくそせさうけるそのみなれしく
百とせよ おもそ涙くもはすへくられ出ける

○しろかね
○菅子　上有鉛下有銀
○地鏡図　山有葱下有銀　銀之気入夜正白流散在地共精変為白雄雞　本草注引
○後（候）雞
後明おふて此方にも金銀山にハ必白鶏ありといふ之好ら
語りし有き時吉野山の奥の人に逢ひぬ所に一段あやしき
鳴声にいつくともなく鶏の声のきこえけり　然に教て入ぬ
其二里ハかりに八家も有き所也　なかにいふ事しとおもしろく
これよりもすかれん
○錫銀
今清朝の揃細（釧）をかくして　おもき（惣）銀をかくいふ之

○賣物

○前漢書九十酷吏咸宣傳自部署縣名曹賣物

析貨

○淮南子十斉俗訓是以士無遺行農無廢功工無苦事商無折貨各一其性不得相干

○今案に析ハ析二銭析十銭の析にて一をわりて十をかける
賣之賣る賤よ賣之市をわかて二つにせざる賤云析字の
考ハ改本穀字の誤なるべしといふもの賣なり

羽書　まがき　紙折

伊勢一國にてつかふ紙札なり　銀子の札にて　福生所よし
他国にてこの羽書といへは表に細字の銘あつて銀
目をもかきて昔より我割を取りなつかしふ家々
のたうしこ等用しかつは紙も持たるはなせて　似合の也
出ぬやうにかまへ羽なり　是をはがきと云ハ不当歟
評論に翅なくしてよく飛と云ふよりつきて羽書といふ云
なるべし

鉛銭　なまりぜに

鉛錫にて銭を鋳る事古へハ唐土にて五季の時楚
鋳鉛鉄銭なとゝいへてしるす鉛をもて銭の鋳る事此始なるへし
黄晟暁か古今原始にも出せり

鉄銭

鉄銭ハ本朝にて古へハ未た鋳ざる寛延の比江戸にて始て銭
座を立て鋳られしか其後の始も不足も停られし銭
又明和の初比より後度々命ありて紀伊村上の
銭座の海地にて又寛永銭座を立られより其後鉄銭を
専らとしく此の外に白銅赤金さしの山銭を鋳もしぬ大
凡其年に幾万貫とも知れず始ハ壱文と云しか後に八
分とせり然月八分に不足と以て鉄銭ハ銀にても鋳る
事稀し南北朝の時梁にて初て鉄銭を鋳たること是
前後初なるか黄晟暁か古今原始ニ十ニ出せり又同書
五季の時呉越鋳銭古今原始楚鋳鉄銭なとゝしるせ
る事あり

銀銭
○日本書紀十五 弘計天皇 顕宗帝 二年是時天下安平民無徭役
歳比登稔百姓殷富稲斛銀銭一文牛馬彼〔被〕野

耒子
○通鑑 一云耒子 宗明帝紀 吏鋳二銖銭民間即摸放之而吏甫小
先輪郭下磨鑢謂之耒子○注杜佑通典耒子作耒子

金銀銭
○後漢書七十八 西域大秦国伝一名犂鞬以在海西亦云海西
国地方数千里有四百餘城云〻凡外国諸珍異皆出焉以
金銀為銭銀銭十当金銭一

半両銭
○古今泉始 黄長曉 六 秦始皇行半両銭○古人銭字作泉自是始
銭而後之八銖四銖皆原于此

○セに　銭泉
○拾遺集　家をいでゝなくして
何れにの山寺もあらぬ我ためもせにかくれ有に　○古今
我身はたけもなからまし
○銭財有駆神役鬼之功　未考
○後漢書巻一光武紀及王莽簒位忌悪劉氏以銭文有金及故改為貨泉
或以貨泉字文為泉真人

○破銭詩　客揮犀云李氏女方年十六頗能詩
半輪残月掩塵埃依稀猶有開元字
晴想清光未破時買尽人間不平事

○銭文
○老学庵筆記太平興国以後乃以年号為銭文至今皆然

用脚　あし
銭を用脚といひ又足ともいふも銭神論の足なくしてよく行
といふよりなり

○徒然草上　亀山殿の御池に大井川の水をまかせられんへ
とて大井の土民におほせて水車を作らせられけりおほく
の銭をたまひて数日にいとなみ出してかけたりけるに大方めぐ
らざりければとかくなほしけれどもつひにまはらでいたづらにたてりけり

用度　漢書食貨志云轉穀振貸窮乏其後用度
不足獨復臨鐵官

用度
銭を用度といふ事ハ漢書より出たり

○前漢書（漢）志十七 毋將隆傳○隆奏言武庫兵器天下公
用国家武備繕治造作皆度大司農錢○注
蘓林曰用度皆出大司農

銭楮
○輟畊錄巻二　世皇嘗以錢幣問太保劉文貞公秉忠公曰錢用
於陽楮用於陰華夏陽明之區沙漠幽陰之域今陛下龍興
朔漠君臨中夏宣用楮幣俾子孫世守之若用錢四海且將
不精遂絶不用錢迨武宗（宗カ）頗用之不久輙罷此雖術數讖
緯之學然騐之於今果如所言
○今案ニ此事ハ識緯家の諱と云とも又自ら然るなり
さまや当ニ云ひ合せたることなれとも治世関東ニハ金を
用ひ関西ハ銀を用ゆることも時の勢ひなれとも金ハ陽之
銀ハ陰之関東ハ武蔵にして陽（陽）明の国之関西ハ文
ニハ京にて武備ハ地より出陰の国之陰陽相対の事ハ前
にも何れなると定め難し　文やあるへからさるものなれ

紙銭
○通鑑 唐玄宗紀 或禁紙銭類巫覡 ○注漢以来葬有
瘞銭後世俚俗稍以紙寓銭為鬼事
○愛日斎 鈔 紙銭具注
はがき 羽書とも云 札也
寳鈔
宋の時より札遣の令に札を宝鈔と云 明にても紙銭ともいへり
又ハ折鈔ともいへり

元朝鈔法
○輟耕録 廿六 至元印造通行宝鈔分一十一料 札を銭二貫より五文にまて凡十一品也
貳貫 壱貫 伍伯文 参伯文 貳伯文 壱伯文 伍拾文
参拾文 貳拾文 壱拾文 伍文

紙銭 はがき 紙鈔 かはせ 楮銭 楮錠 交鈔
伊勢国にて今羽書はがきと云て専ら用ゆ
○古今原始 黄ハ晟曉 十一 唐玄宗以王璵為祠祭使用楮為銭以祭 ○後世用紙銭代帛始此
○同上 十二 五季 周世宗發引之日金銀銭寳皆寓以形而楮銭大如盞口其印文黄ハ曰泉臺上寳白曰冥遊亜寳 ○據此則金銀楮錠亦始于五代也
○同上 十三 宋高宗 女真ハ製交鈔 ○元以来鈔製始此 金史 交鈔之製外為闌作花紋 其衡書貫例外書禁條闌不備書経由行填之法及其ハ印章花押元承其舊至今治用之中雖小異而其大槩實相同也 宋之交會猶与銭相為軽重而有称提之法此後則銭自銭鈔自鈔各自与物相為軽重矣

○錢

○舜水文集 二十 中国五銖一与日本錢不甚相遠大約重乙銭二分五厘 往時来至日本者乃小好銭非五銖銭也五銖銭重五銖其銭文止五銖二字

○百銭

○夢渓筆談今之数銭百銭謂之陌昭宗末乃定八十為陌漢隠帝時以七十七為陌輸官仍用八十陌

○容斎随筆三筆嶺以東八十為百名東銭江郢以上七十為百名西銭京師以九十為百名長銭大同元年以三十五為百天祐中以八十五為百唐天成又減其五漢乾祐中用八十或八十五然諸州私用猶有随俗至於四十八太平興国二年七十七為百

○同四筆市肆間交易論銭陌者云十十銭言其足数満百無饒減也

百銭　一貫　省百　長銭

○童子問 木下菊所 中華百銭奈何 附一貫 按筆談曰今之銭数百銭謂之陌備陌字用之其實只是百字如什与伍耳唐自皇甫鎛為墊銭法至昭宗末乃定八十為百漢隠帝時王章毎出官銭又減三銭以七十七為百輸官仍用八十侯鯖録五代周太祖時王章掌財賦舊銭出入皆以八十為陌章始令入者以八十出者七十七謂之省陌帰田録五代以来以七十七為百謂之省銭鶴林玉露今官府於七十七之中除頭子銭五文有奇則愈削於章矣事物紀原曰自古用銭貫皆以千百皆以足梁武帝時有破嶺以東八十為陌名東銭江郢以上七十名西銭京師九十名長銭大同元年詔通用足而人不従銭陌益少末年遂以三十五為陌銭以八十為陌蓋自梁始也其事見通典唐昭宗時京師用銭八百五十

為貫河南府以八百為貫按之則百錢之減員不定也又按漢
書武帝紀初算緡錢李斐曰一貫千錢出算二十也　吾邦百
錢亦延頼朝用足其事見東鑑而用九十六者或曰上杉憲政時
臣長尾意玄剏之
○什与伍按蔵園雜記有壹貳參肆等之説朱子語類亦別有論
博物類纂曰數大字皆是備用云々壹至万皆又備並用別字又
按蓮窓日録有十字之異名皆二字而拾用三字○老学菴筆記論似語
類
○事物紀原　今俗謂明除者為跣暗除者為墊
○前漢食貨志　有仟佰之得○注師古曰仟謂千錢佰謂百錢今俗猶謂百
錢為一佰○按是漢書亦用借字○又案明以四百為一貫四十為両四文為
一錢然碧里雜存自国初至弘治毎白金一分准銅錢七文緡絲也以貫錢
也

鵝（か）眼（かん）　錢の異名之

鵝眼錢

○明月記寛喜二年四月十三日或人語云陰通續学尼ニ示鵝眼
子細事云々
今も多貝をいふに鵝眼といふ事同し様き申候を繪よ
其まゝ入ても流まさにつよりて異名鵝眼淺と
いふと也とそり
○通鑑　宋明帝紀　更鑄二銖錢民間即摸效之而更薄小無
輪郭下磨鑪謂之朱子○注杜佑通典朱子作耒子
○通鑑　宋明帝紀　鵝眼錢劣於此者謂綖環錢（綖与線同）貫之
以縷入水不沈　○宋顔峻傳詳出

国立公文書館 National Archives of Japan

散銭　さんせん　　宝貨彙再出

○今ハ多く神佛に奉るを散銭といふ　賽（サイ）銭とかくハ賽ハかへりまうしと訓し願かなひし後に神に回しこれハそのかみよ似く散せしものなりとかけり　ゆきなれふよ　散米なともいひこれをまく事よきとも云　察れまさハ神仏の前にてそハ銭米をおちちらさするなりと見えたり　或ハ是をしもちらすなるへし

○神祇式ニハ八十嶋神祭ニハ　銭三貫文　二貫文散料　一貫文雑鮮菓子直

○文獻通考八十四土祓ヶ　應劭漢官馬第伯封禅儀記云ハ

○房祖銀　たなちんこ　唐貨

○桑水文集廿八　賣寓中所有之物還弥左衛門銀四十両八銭寓主権兵衛房祖銭奈十両ニし

前漢　棺銭　同上　七十五　夏侯勝　吊問吏民賜死者棺銭

○辦装銭　路用銭之

○後漢書十九　劉平傳有詔徴平等特賜辦装銭至皆辞銭即

賞銭

褒美銭之　元の陶宗儀ヵ輟耕録廿四ニ云　隣家察知図給賞銭告報於官とある　賞誉の褒美銭之

盤買（路銭）　同上　給与―　令帰原籍　五色石第二

国立公文書館
National Archives of Japan

謝錢

○今の世これハ人に物たのみて其の謝禮につかハすを俗の小
祝に禮銀ともいへる京師方の俗に禮金と云

○後漢書巻五十五章帝八王傳延熹八年悝謀為不道有司請廢之帝不忍乃貶為廮陶王食一縣悝後因中常侍王甫求復國許謝錢五千万帝臨崩遺詔復為勃海王悝知非甫功不肯還謝錢甫怨恨求其過

導行費

我上古物の云ひをたのむ禮謝に其のおくりもの見えたるを
之を今ハ献上の品をもて官人つかさを頼むのまかなひこれ也

○後漢書八十八宦者傳時帝多稸私藏收天下之珍毎郡國貢獻先輸中署名為導行費○注中署内署也導引也貢獻外別有所入以為所獻物之導引也

脩宮銭　　修営金

今寺院のつかひに金銀を寄附してその堂塔の修造のための費用にあてさするを修営金といふ　是は漢の脩宮銭に似たり

○後漢書六十八張讓傳刺史二千石及茂才孝廉遷除皆責助軍脩宮錢大郡至二三千万餘各有差當之官者皆先至西園諧價然後得去有錢不畢者或至自殺云々

草鞋銭　　わらぢせん

○竹窓随筆三筆右有頌云趙州八十猶行脚祇為心頭未悄然及至歸家無一事始知虚費草鞋錢

樽代　酒代　　酒礼後漢書

今の世に人に酒饗すべきにその料物をつゝみてこれを何代とぞいふなる
つまの祝ひに肴を私にこのみ或は肴代なともいふ　これ後漢に
見えてし酒礼といふ事見えたり　前後の世に酎金をいふものも
このまた天子の祭をたすくべき為に諸侯王より酒をたてまつるべきをその
かはりに料の金をたてまつるをいはゞさらば代ゆるもへよりしと見えたり

○後漢書廿一鍾離意傳少為郡督郵時部縣亭長有受人酒礼者府下記案考之意封還記云々

○口銭
○後漢書巻一光武紀賜郡中居人厭死者棺銭人三千 其口賦逋税而廬宅尤破壊者勿収責○注漢儀注曰人年十五至五十六出賦銭人百二十為一算又七歳至十四歳出口銭人二十以供天子至武帝時又口加三銭以補車騎馬 逋税謂欠田租也

○装銭　仕度銀
○後漢書巻二光武紀 建武廿六年発遣辺民在中国者布還諸県皆賜以装銭転輸給食

○合銭　出合銭
○後漢書十下宋皇后紀 諸常侍小黄門在省閤者皆憐宋氏無辜共合銭物収葬廃后及鄷父子帰宋氏旧塋皐門亭

貼銭（テツ）
○文撰 奏弾劉整 任彦升 其奴當伯先是衆奴兄弟未分財之前整兄寅以當伯貼銭七千共衆作田寅以罷西陽郡還雖未別火食寅以私銭七千贖当伯云々
○今ノ質ニ 貼銭七千ト八貼ハ今ノ質ヲ云 家田地等を質として
金銀を借ることなるへし [illegible] 也

○額賦銀　人別納令

○清朝探事ニ雍正帝の恩詔の中ニ於テ江南浙江の浮糧（穡）毎年額賦銀六十万両を免セらる

○是ハ人別ニ課シテ運上を出さする也　額ハ定額ニて毎年きまりたる員数なるを云　人別の運上銀之

脩官銭

○後漢書四十六劉陶傳從（徒）為京兆尹到職当出脩宮銭直千万陶既清貧而恥以銭買職稱疾不聴政○注諸拜職各当出買官之銭謂之脩官銭也

銭座　セニザ　銭局

○清朝探事ニ生銀の吹分極而不易也　若令ニ雍正帝の令銀を通用する事を詔して銀を以て為銀子を偽造る者ハ徒流の刑法ニ依リ薄銭法を立テ小京銭省ニ銭局を設て官人をして督理セしむ　又私ニ銭を鋳る者ハ流罪ニ処セらる

銭直券

○白居易墓碑　李商隠

李師古襲父事延辟作頌願以謾倚曹上銭六百万贖又貞故第以与魏氏公又言文貞第正堂用太宗殿材魏氏歳臘鋪席祭其先人令雖窮後当有賢即朝廷覆一尾魏氏有分彼安肯入賊所贖第耶上曰是賜銭直券以居其孫

貸銭帖

○通鑑　東晉紀注以物貸銭銭主給帖与之以為照験也

日出子本銭收贖

借銭　便銭

○通鑑　後唐荘宗紀豆盧革嘗以手書使省庫銭○注今俗謂借銭為便銭言借貸以便用也

潤家銭　たのもし　俗云　涌溝

○陶穀清異録　南漢地狭力弱率倒身攫州縣時奪傑
屬不設席而分鐃阿堵号潤家銭
案るに潤屋といふ礼記の語に依て無尽合銭をたのもしといふなり

○蓬窓日録　俗有阿公銭即社意月朔各出銭貯以待患恤之
人稱廣地生銭 廣東俗

賣糞銭　きもごいをとうらせに

○卻掃編　太僕寺總諸馬監所賣糞土歳入緡銭甚多
常別籍以待朝廷不時之須

母銭子銭　僦櫃

○通鑑　憲宗紀○注民間以物質銭其時贖出於母銭之外
復還子銭謂之僦櫃
案に母銭は本銭の子銭は利息なり今も本子（もとこ）といふなり

省銭　省百　除百銭

○是今の百文なり実は九十六文なり是を省百ともいへり今
も陸奥仙臺の邊にはもと百銭をも用ひき文獻通考にも
代々の省陌ある一様ならず

○古今原始 黄ハ晟睦 唐德宗初行税間架除陌銭法○房屋
有税官用省銭始此

○李之彦云嘗玩銭子上著一戈字下著一戈字直ハ殺人之物而人不悟也　出處未考無量寿経料注引之

百銭　長銭　短銭　足陌銭　省百

今本邦にてハ長銭ハ陸奥國白河驛より北方長百銭を用ひ江戸、より西国ハことな短銭にて省百銭之

○夢溪筆談　今之數銭百銭謂之陌者借陌字用之其實只是百字如什与伍耳唐自皇甫鎛為墊銭法至昭宗末乃定八十為陌漢隠帝時三司使王章毎出官銭又減三銭以七十七為陌輸官仍用八十至今輸官銭有用八十陌者唐書開元銭重二銖四絫今蜀部亦以十絫為一銖絫乃古之絫字恐相傳之誤耳

○通雅　智考五代史王章銭謂省陌銭自來晋平王休祐即以短銭賦梁武帝普通中鑄鉄銭嶺東八十為陌曰東銭江郢以七十為百曰長銭大同詔聞用九陌銭今可用足陌銭非始自唐皇甫鎛也

銭を数ふる異称

取勢的なの矢代的にて銭を数ふる時の辞なり　大和流弓矢ニ此書　尚子氏兵庫作矢撰ト云
此詞なとも記して之掲るそもよしなり

一銭
二銭
三銭　山
四銭　羽 まき
五銭　梅花弐　おもか
六銭　二山
七銭　七夕或七踏 ふら
八銭　山あられ或谷 たに

山は三の事と通ハいふ也
礼家に云伝ふる八幡愛宕諸々武器に用ゐる此事を羽箒虫と云ふその羽なる故云ふにや　如何
不未詳
あかる未詳あ第子にいえり　百千ケの物語なとし新撰万葉に　百千ケ草いの一云に用られたり
その物語なるへし

又
諸家の方言に谷をやつとよふれ
八の訓によりよふなるへし

九浅　きせ　縁　或　九條ホ　又　三山

十ろ　きせとハ十の縁之今
てハつめと云ぞはし

十浅　くせ

振ハ枘のつけこと

十一浅　振のさし枝

十二浅　くりの二

十三浅　振の山

十四浅　振の羽

十五浅　ゑの羽

十六浅　いさよひ　或　振の二山

十七浅　立待の月　或　振の七夕

十八浅　居待の月　或　振の谷

十六以後にて立成あるにて十七を
いつもハ待ちてと云ぞ名成べし

十九浅　くりの縁

廿浅　草冠（さうかう）

草冠ハ廿也　其ハ廿と云字ヲ似たる故之
くさんをかうとも云ハ左のごとし

此矢代白の源氏の時は旅ひしと云源へある八幡て
とまや　さうしハ　昔の太夫相中の比よりハ始て　足利
家幕府将軍家の比　源氏公方の御ときも　比そね
上杉家扇谷山内よ管領とて　是比の事書きしへき

○銭をかぞふる時の異名

○一時俳家三橋弓弐の所持せし懐紙は櫻紙なども巻きたるを綴冊なども用ゐられたりさて銭の時は

壱銭とも　餓鬼

二銭　地

三銭　山

五銭　於刎頭（おかしら）

十銭　くゝ里

廿銭　草冠（さうかぶり）

百　米し

とも　古今の世説なり

○銭をよむ異名

東都吉山の侍むかしハ学問このミ詩作なと心かけし者ことに風流なりしにや銭の数をよむにも異名をつけてよひしとそ

百文　一指

一指ハ天地一指　指といふより名付し也

二百文　黄鸝

黄鸝ハ両箇黄鸝啼翠柳といふ句より名付しと

三百文　木毬

木毬ハ雪峯の木毬とて有難き宗徒の事なれハ木毬を三ツなけ出せしより名付しとそ

四百文　烟草

烟草ハ西湖烟草の詩句といふ句より名付しと

壱貫文　円相

円相ハ是一円相にて一貫之意のつきによりてかく名付しと

銭を数よみて疋といふ事

銭百文を十疋といふハ随筆に伊ふ中比鵝目銭といふ物十文にあたりて入る故百文にハ拾疋あたるによりて十疋といひしといへるさされハ其の鵝目銭といふの味謝しや又世の中も多かりしときに云あるなと見えさるにハあらねと吾妻之鏡雑談集に見えたり

○徒然草上　常陸介宗綱に盛親僧都とてやんことなき智者ありけり芋頭といふ物をこのミて多く喰ひけり談義の座にても大きなる鉢に師匠死去の時銭二百貫と坊一ツを譲りけれハ坊を百貫に売りてかれこれ三万疋を芋頭の料と定めて京なる人に預け置て十貫つゝとりよせて芋頭をともしからず召けるほとに又他用に用ふることなくてその銭皆になりにけり

○沙石雑談集かミ　田舎のあるものゝ家に有ける百姓に半分を二疋持たりけるを半分を八二疋といふへかれ一疋二疋といふに限らすといふ銅之鷹にハ半分を八一疋二疋といひしも日本の詞に釈せ

八場補文章にして第一輩(むき)といふ人き記てあるを一疋といふハむ
さハ馬の用ゆハ修一疋其の乃銭足ると字源にいたて一疋
四文ニてあるを定むる一疋のもなりと云ふ侍旅を一疋といふされ
ハ一疋ハ二きとゆ主師二人の衣装とある故に一疋といふ之
主師二人の支度ぶを一疋の主師とい之論語に匹夫匹婦と
いふ是之疋ハ配之物を一客といふ如き之疋の字同じ不を
一疋二疋といふもれハ犬追物の時何本書籍の内より矢を放せ
ハるに一矢犬を射るの二揆之蹄近く矣て射とこなる
なる矢ハ乃ハ一つしてある一疋まて犬一なる故に犬を一疋といふこと
あるに犬をハ一疋二疋とハ云なりされども世俗の詞にぞり
みして方ま犬をハ一疋二疋といひ又つまつさへ鹿兎熊狐猫
鼠小虫まてまでも一疋二疋五疋十疋といふハまことまれ下銭足
時の云るハりし料足を十疋六疋といふいもれハ犬追物のこと
き河原君犬を百疋もありてハ一貫文となる千疋もありてハ十貫文と

なし犬を疋ハ十銭にあるなり十銭を一疋といひ百文を十
疋といへり是犬追物より出たる詞なり

○今世の家蔵雑談集ハ文明の末近江国の住僧本家の
修する中村某家蔵といふ人の子息其名未知の書なる
ものなれハ其の比の云傳へさへ是すまきらかしき
比を見るにまづハみのる物なれともいふ下銭
あるてあるを一疋といひしままなほハ家従ま人千
こゝ云いふるまハちと是なるるに故にいふるハ地ならひ
なし

○浅ちあわく　漫ナ幕ナ　面カ文タ。

○西漢書西域伝九十六上　以金銀為錢文為騎馬幕為人面○注張晏曰錢文面作騎馬形漫面作人面目也如淳曰幕音漫　師古曰幕即漫耳無勞借音今所呼幕皮者亦謂其平而無文也

業は常陸国は行方郡を　なめかたのこほりと訓も

銭文年号の字を用ゆ

○古今原始 黄[十]晟嘵 南北朝魏鋳銭曰太和五銖○後世以年号為銭文始此

銭文宝字を用ゆる事

○古今原始 黄[十]晟嘵 唐高祖初行開通元宝銭○後世銭文用宝字始此銭軽重大小主為得中至今用之

古銭の宸翰[翰]

○东江書話 巻下 古銭に宸翰なる話 謹ハ万代の宝なれハ中華にてハ昔時の銭にもえらびて其の文をかゝはられしことも唐の武徳四年開通元宝の銭を鋳られし時 正史異纂に開元通宝と語し 欧陽詢其の文字をかゝり宋の淳化年中の銭文ハ太宗帝宸翰[翰]を染て真書行書うつしのまゝ世に何る崇寧大観の銭文ゝる宸翰之草書にて銭文を濃して其の例をみし淳化年中より始まる 侯鯖録 又徽[徽]宗帝子適に命じて銭を鋳させられしは範格を勅作に入られハ徽[徽]宗大に悦び楷書を以て宣和通宝の字をうつし給ふ 宋史子適傳にみえたり 永楽通宝の銭ハ明朝太宗皇帝の永楽九年に鋳られしよりその時書家の随中正と云ふ者中書にあつて奥國天

于の都にて永楽通寳の文字を出しけり　僧中正ハ相国寺の僧
書をよくえらり　京都将軍足利義満公の時明朝え渡りて是を利彼連珠と云俘虜を遣し
永楽銭を持来る此銭を枝として此邦にて鋳させらる　信長
公太閤を歴て玉かり通用せり

佛像を毀て銭を鋳

○北魏王則字元軌都督荊州刺史性貪在州不法舊宗諸像毀以鋳銭于時号河湯銭皆出其家

○唐柳仲郢拜京兆尹會溕浮屠法盡壊銅像為銭仲郢為鋳銭使吏請以字識銭者不答既淮南鋳會昌字久之僧又取為鐘鈸云

○周世宗以縣官久不鋳銭而民間多銷銭為器皿及佛像銭益少勅始立監采銅鋳銭自非縣官法物軍器及寺觀鐘磬鈸鐸之類聽留外自餘民間銅器佛像悉令輸官給其直謂侍臣曰卿輩勿以毀仏為疑夫佛以善道化人苟志於善斯奉佛矣彼銅像豈所謂佛邪

今案するに本朝にてもこの事あり　於年伊豆守信綱在世中
のはしめ京の[illegible]の大佛を毀ちて寛永通宝銭を

淋しくくその銭文ハ永の字ヲ前画の句の下を上へ
向ひてまはてみ永楽なりし此銭比叡の坂本ニても鋳
たりし故坂本銭とも云ひしとぞ今寛永銭の裏ニ文字ある
をも大佛銭と云ハ語る其ハ他伊豆や文なあると云者ありて
ミ能拝元の銭法にて鋳たる銭之

銭を積貯ふ術

○武徳編年集成 第三十 森高敦元老を称 伊賀守忠真ハ 神君の御
手習を引く自己の倉廩をも見せたまふと云へ 忠真まで積み置る
銭をとさして云し所ら徹孫業あまたと見なり十貫文宛縄
をもちて摘し置にあまて [illegible] めく民なる時ハ [illegible]
るまらぬ所 積ニ積へらさる其のなまくすく [illegible] 神君
此事御悦 [illegible] なせられ後年御たま裏の刻ミまて めく民ニ銭を
八倉庫ニ積へし [illegible] 御詠 [illegible] と云し

貫 さし 緡

銭をつらぬく縄を緡といひ また此ならぬものつらぬくを云し
て貫くものをいふ 銭千文をハまた一貫ともいふ 論語ニ一以貫
之と云ふもおのつからその意ありなるべし 又今俗ニハ銭一貫文を
ならぬくつらぬく緡をさしといふはこれ貫緡ニいふ之

○後漢書卅八翟酺傳故文帝愛百金於露臺飾帷帳於皂嚢或
有譏其倹者上曰朕為天下守財耳豈得　用之哉至倉穀腐
而不可食銭貫朽而不可校

○異苑及暁於庭中獲銭十万似久埋者但貫新耳

○北條九代記三 判官知康辞職条曰 日暮てに燈火をとり酒宴
に及ひ白拍子
とて鼓の上手とよはる判官知康鼓をうち
て興せられハ酒狂に及ひまかされ相近酒に乗して醉之知康跳
子を取て御前にすゝむ北條五郎時連に酒をすゝめ酒狂の
あまりにけるやうはいかに北條五郎ハ容儀うるはしく進退あや
かる誹人にてさゝれて見えたるに實名こそ下品にみえたり
時連のつらの字ハ銭を貫ぬく緡の名なり貫之ハ歌仙なり
その故もありけるを慮に列く様のつらなりハ無益の様をぬすむ
義なとも万字のこ改むへしよりて自ら改名候うへし
北條軍にありて過あらかしと知りけるを尼御台所聞かせ給ひて

縉

緡　緍 さし

○文撰永明九年策秀才文王元長既亀貝積寢緡緍專用○注
漢書曰武帝初算緡銭李斐曰緡絲以貫銭也管子曰山歳糴
釜千緡孟康漢書注曰緡銭貫也

繈

○匡謬正俗五史記食貨志云藏繈謂繩貫銭故得謂之
繈耳又云算緡亦云以緡穿銭故謂貫為緡也而後
之学者謂繈為銭乃故為鏹字無義可據殊為穿鑿
按孔子云四方之人繈負其子而至謂以繩絡而負之故
謂繈褓耳豈復關貨泉耶

本朝古銭文

和銅開珎	元明和銅元年
万年通宝	
太平元宝	淡路廃帝
開基勝宝	
長年大宝	仁明天皇
神功開宝	称徳天皇
承和昌宝	仁明天皇
饒益神宝	清和天皇
貞観永宝	
寛平大宝	宇多天皇

隆平永宝
延喜通宝　醍醐天皇
乾元大宝　村上天皇

饒益
○維摩経ニ仏国品菩薩取於浄国皆為饒益諸衆生故

○垂加文集五書本朝改元考後　本朝元明天皇以前文
銭文未聞之和銅元年所鋳和銅開珎是也　淡路帝所
鋳曰萬年通宝曰太平元宝曰開基勝宝　仁明帝所
鋳曰長年大宝見国史矣拾芥抄載神功開宝承和
昌宝饒益神宝貞観永宝寛平大宝隆平永宝延喜
通宝乾元大宝神功銭　稱徳御宇鋳之承和銭　仁明
御宇鋳之饒益貞観二銭　清和御宇鋳之寛平銭宇
多御宇鋳之隆半（平）延喜二銭　醍醐御宇鋳之乾元銭
村上御宇鋳之　三才圖會小窓（窗）別紀載我銭六文和同萬
年神功隆平乾元五銭為　日本国銭延喜銭為倭国銭
圖會引舊譜曰　日本国銭四品一和同開珍二神功開珍三

萬年通宝四隆平永宝其国延暦中鋳又乾元之元作文
引国朝會要云太平興國九年日本國僧大周然等浮海而
至云其國用銅錢文曰乾文我之所未聞也古錢之流落於
世間形辭文滅完全者尠矣今行寛永通宝體質堅厚
輪郭周正孔顯所謂不惜銅不愛工者也通鑑綱目云開
元通宝軽重大小最為折衷吾於寛永錢言之矣抑錢之
為物積於上則下怨之遺于上則下侮之必周流乎上下而
上常操其雄則為天下之通宝苟上放其權而使下得擅
之則不惟施爭奪之教而寔教禍乱之淵叢也漢文
帝除盗鋳錢令使得自鋳時呉王濞即山鋳錢富埒天
子卒叛逆而滅其家賜鄧通銅山得自鋳錢鄧氏錢布
天下而已其身萬世之監戒也然唐玄宗欲倣漢文不禁

利鋳勅百僚詳議可否劉秩議曰菅子謂刀布為下幣先
王以守財物以御人事而平天下若捨之任人則上無以御下
下無以事上夫物賤則傷農錢賤則傷賈故善為國者觀
物之貴賤錢之軽重夫物重則錢軽錢重繇乎物多多則
作法收之使少少則重重則作法布之使軽軽重之本必繇
乎是奈何而假之人又曰鋳錢不雜以鉛鉄則無利雜以
鉛鉄則惡不重禁不足以懲息塞其私鋳之路人猶冒
死以犯之況啓其源乎是設陥穽而誘之入也　劉氏此
議致詳者所謂軽重之本即上所操之權也宋時俠士
錢以鉄舊矣有議更以銅者已而會所鋳子不踰毋謂
無利也遂止程伊川聞之曰此乃国家之大利也利多費
省私鋳者衆費多利少盗鋳者息民不敢盗鋳則權

帰公上沭國家之大計乎自古論銭法者多矣伊川断言
實不易之良法也延宝五年正月望日

○乾坤通宝銭
○建武二年課改浅ヲ建武元年三月ト八リ今皆從法云〻
詔居聖人之大宝阝寛変通天地之法提事沿革察時剋
法変杓一途國家今浅其朱寿矣周民闢基九府之圜法
肇興漢文隆葉四銖之形製更彰金鐵之品亀龍之類裳
物雜亜同帰節用本朝当範上也以来屡改官文載他竹同牘
所謂白天平宝字至于天徳十有餘度綿歴哀祥降反延古
之外 擅敷佑内官千如忘頗違尋興復枉改令今以新化
為除舊弊始造宮銭須頒天下沠世使民孰謂不尒仍文曰乾
坤通宝銅楮並用交易莫滞仁義所原定案厥成告以宸衷
用大理主者施行
建武元年三月 日

宝貨事畧ノ内

元明和銅

按スルニ大日霊尊天ノ岩戸ニコモラセ玉ヒシ時諸神十ケキテ神像ヲウツサントテ八咫鏡ヲ鋳玉ヒシニ天香山ノ銅ヲ取リ用ヒラレ崇神天皇ノ御宇ハ八咫鏡ヲウツシ鋳ラレシ由見エタレハ和銅以前ヨリ我国ニ銅アリシニヤ其比異国ヨリ銅渡リシニハアラシ

一書云孝謙勝宝元年始貢金年代記作二年

按孝謙天平廿一年七月更被改以元年百六十一年午續日本紀可考

開通元寳銭

○童子問木下菊所 開通元寳之銭或書曰無此説奈何 按劉餗隋唐嘉話曰今開通元宝銭武徳四年鋳詃實録曰武徳中廢五銖銭行開通元宝銭名及書皆欧陽詢之所為也 又野客叢書云其鋳文或循環讀為開通元宝猶有論 又事物紀原云唐會要云武徳四年七月十日行開元通宝銭改〔歐〕陽詢制詞及書字含八分家 三體回環讀之其亦通俗謂之開元通宝 虔會粹云詢初進蠟様日文徳皇后稲一甲跡故銭上有稲文今銭上文有 熙寧中劉介撰青瑣集則謂事由明皇貴妃而天下謂之日兒銭謬矣據此等則豈謂無開通元宝之説哉

○侯鯖録 前代銭文未有艸書者太宗初以宸輸〔翰〕為之既成

以賜近臣
○墨客揮犀 李氏女銭詩亦用開元字○余按高祖銭讀開元則玄宗不可違開元之年号也 ○夢渓筆談曰彭乗曰大按西漢義話曰 馬永云 開元銭明皇紀号偶相合是為開元
○書備考 開通元宝 今俗訛呼開元
○文献通考 自太昊以来則有銭矣太昊高陽氏謂之金有熊氏高辛氏謂之貨陶唐氏謂之泉商人謂之布
○今案るに淳化銭を初として宋朝の銭文字草書を用ゆる事多し

慶長通宝銭

○塩尻 天野信景撰 慶長十一年十月 八月に諸年号永楽銭通用を禁せられ慶長通宝の銭を鋳させらる
○今按るに慶長銭の其文字の様さまさまあり 或人云 今所出の慶長銭ハ李唐の銭なりといふ 其もその文字跳肩唐の格に似たり

元和通宝銭

今世に云所の銭之を元和とす 是文庫の元和銭之事共も同し 俗名同文字なれとも 其の構異ならし 元和銭は楷書と小篆との二様有り 和銭ハ篆文へて なきにはあらさる也

○大観通寳銭

○諸家(徳)庵雑録に四家合考云永正元年天下飢饉して今度
米價を持来る銭也時の銭ハ大観通寳之を持て今度そ定
持る銭なるハ宝ゟ大飢饉なるゆへ異の銭をつかひしゆへハ
事説によろしく是れまでの此東州にて大観通宝ハりつかひし
化なりて是あとしきるなれとも記す

永楽銭

○小除の代記第二 寛永 永楽銭なる事 是ハ今銭ハ
唐土の宝なるを公方の世より我朝へ渡り日本の宝と
成銭ハ其ゆへ子細なく永張元寛永多し
其の中に銭を青蛙といふハ云々中是れハ銭取て中
ニ至る永楽と寛永に在る云宝すると云之銭なり
に唐の年代記をみるに永楽ハ明朝の代廿六年に当
て初る年日本ハ應永十癸年の年に当る年八月之
日唐ゟ銭来る又同年中日本より唐へ云
を納めたりと是年代記に云此年ハかの永楽銭を以て
来りけるは其の十一両年年にて八二百九年に成ぬ年
など人云々近き年まで寛永銭びく永楽銭年のしへ
出来つかひしことて是ハ上にて永楽銭を争ひしことなり

なかにも此東八ヶ国の内僅小濱氏康公治けるハ銭ハ永く
まじハりても永楽に換ハあらし　自らハ政事よそて永楽
一銭をもちひすと天文十九戌の年に是れを定められしハ
関八州の市町まて永楽を用ゆる民俗近世に至てまで
ひとの内より永楽を元とし用ふ嘉ひ（朱）ハ以ると高く上方
へ上り宝物を通らひ永楽ハ宝とすとまりて用ゆるにも
今ハ天下一統の世となり東ハ奥南ハ西国まて此二銭をつらふ
されとも永楽之銭の加わらふひさ四銭を銭つらふ宝に
より益物をえらひ下民あかむ此よりも万子病
ひさ一銭を用ひ了永楽禁制と定め十一年の年極
月ハ武州江戸日本橋に高札に書れより天下の
永楽すたる故に永楽をおちらめすよふ　講相師罷在て

万の民をつらふされハこの永楽このひさ並存する末代
日本の宝と成へきに天文より集銭にまて用るのたを
へハ焼消へとしてその定るを壊がめし　慶長まて五十七年
をさらうみてめそてきる宝銭てめつする慶長にはつくり
の不足儀さえを語りけると

龍宮船　四張朱鱗撰

享保四年正月六日窖ヲホラントテ堀リホリケルニ一丈ホト下ニ岩ノ如クナル物有ヨリミレハ銭ノいミタル形ナリシ故サラヲ以洗ヒミルニ二百貫ハカリカタマリタル銭ナリシ奴隷ムラカリトランコトシケレトモ数百年モヘシモノユヘ一塊ニナリテタヤスクイトリ得ス石ナドヲ以打タタキ或ハ鉸槌ニテクタキトリケレトモ一銭ツヽニハナレズ皆ヽママカニタタケタリ其中一人刺カカ以心ナカリケツリハナシケレハ全キ銭ヲ一文トレリ其銭文ハ祥符通宝トアリサレハ北宋ノ真宗帝ノ時鋳タル銭ナレハ日本六十五六世花山院一条院ノ帝ノ宇ナリ前時ヨリ七百二十余年ニ及フコレ其比ニテハ西土ノ銭ヲ用ヒタリトミエタリ

○永楽通宝銭

この銭ハ明朝の銭にて古朝の宸筆之と云所にて京都将軍の比より南北代の初にて八通用せし之古聞え侍る吉公の比京都根谷にて此銭をうしく禁られしとみえいふを得すまく

東照宮の御世にも一旦換算して禁られしを見えたやとも一度実明らかなれは京都の者銭交えて諸輪の細きが明銭の銭にて此方まてうつせしハ字薄く轄もたしといへり

○今考ふに中古室町家の比鐚銭の一寸をもて一ツの銭
百貫何ほど貫なと云るハ永楽銭の割合なる故上総の人
中村国香の房総志料をみれハ永楽銭壱貫文ハ十石ニ
係るよしみえたり

○房総志料ニ里見氏九世永楽銭にて采地の割なしゝと永銭
一貫文ハ十石ニ充也
○鐚銭ニ廣狭銭納行をもてもて称出る法ありとも
錢相わりしよ今仏古代の人百石以下を八貫ともて称若干貫を
百石と定められたるよし知べり

○今案ニ四日市志永ハ永楽ニ係れり　慶永十年八月
三日　明船永楽通宝と云銭を多く積来れりと云より
楽せるまて二百余年　永楽通宝を不浅賞く
他の銭を悪銭と号して　直て一取　永楽銭の撰こ
つよし依て古銭を永楽京より下知して　永楽銭の外
用ゆへからずと及ひ関八州ニ弘めしよりて
他銭ハ上方へ乃下りし京程の諸国ハうりをひしよ中国除
の味まて永楽銭と他銭交へつかひしも他銭四文をもて
永楽銭一銭にあてしより慶長十一年十二月八日ニ以年京
永楽銭通用をとゞめられし時も通宝の銭を除させ
永楽の撰元五十七年の頃之　其の後寛永二年ニ寛永通宝の銭をいれし
より終ニ通用となりし　天野氏塩尻ニ以書ニ載たり

かの古銭百品を揃ふる 玉川氏ハ尾張の士にして 好蒐
好事の一人のミ

○今按するに此をも看せる 寛永通宝銭 天保(?)の
事論なりに備へて その裏文字 二の字三の字
四字なとを 忘れハ 寛永二年より 鋳られたる
なり

○永楽通宝銭ハ明朝の太宗皇帝の時 永楽九年に
鋳らる その時本邦の僧中正をして君(?)へ渡り居
たりしが命ありて永楽通宝の銭文を書きたりと云
遺跡に之あり その僧ハ京都相国寺の人なりとぞ
故に京都将軍義満公の此時永く此僧をつかはして
永楽銭を乞ひ求めしより 持渡れる(?)との書東
首謀国家宝銭 多く日本へ渡りて又此方にて此銭を
鋳られて 此方にて 鋳れたる 近江まて 永楽通宝の
ともある 古銭を鋳れたるしと云伝へて 近氏ハこの
ことを得て 停止られたり

寛永通宝銭

古へ永楽銭とならびて数の古銭の残りしを通用ありけるに日をおひてうせゆきかくなりければ　官よりあらたに銭を寛永年中に始て鋳させられし之その頃天海僧正の筆跡を鋳形にうつして鋳給ひしとや其後種々銭といふ之今は其銭を出くなりし　其後不窮（フキウ）にいふ人の筆跡をうつして鋳させら其の字通格にして　玄え（？）いふ之これなき　彼の木志津（？）が筆跡又蘭数僧あるの筆跡をうつしたるもまゝ多しとかや

○文銭といふは裏に文字あり　これは松平伊豆守（本所の）大仏を鋳つぶして作りたる銭とて今もいひ伝へたり　寛文年間の事なる文字を鋳付たりとかや　これをもちてちなみに大仏銭といふ　この頃に京都比叡山の坂本にて鋳たる銭の面影の僧　といふものの筆跡にて永字の点の前を上へ

内閣文庫

さるを世の人ハ是を私鋳たりし銭なりと僞作ハ是を見て
ハよりかためて又僞す鋳出せるハ僞作こ是ハ私鋳銭にて
あらしとてさのみもおかず皆刑罰をゆるしたりとやよて此銭をむ
刑罰銭とよびしもあれちかき比まて明和元年に陸奥国石巻にて銭
を鋳させ是ハ銭の形悪しくて殊に拙く文字を出さるれたるあり
よそ其のまなかりけれバ官にきこしめしていましめられしま
さされバ姉妹のよふの外少しなりて悪銭を交へつらひしまみえしとや
偽銭の罪人ハ多くありしきまそこそまことにあらぬ

銭文宝字を用ひざる例

○趙葵行営雑録　近世銭文皆鋳年号惟間宝中所鋳及
寳光中所鋳曰宋通元宝曰皇宋通宝惟此二銭不鋳
年号者以年号有宝字不可重也

開元通寳銭

開元通宝浅草ハ開通元宝とも二通りの讀法ありて爪痕の事も
異説多し俗ニ揚貴妃と云ハ僻事也実ハ太后の爪痕なり
と小文字ニ文徳皇后とも云てさくらなしと文献通考ニも委しく
出たり又北山閑話(中巻十六左)ニ此浅文の事見へたり考ふへきなり

三種神寶

○古事記　こくさのかんだから　神祇調度部再出

○寳山記　瓊戈是天地開闢之形天御中上神之神寶也

○後漢書　皇后紀論范曄等紿於陵夷大運論亡神寶

○西京雑記　漢帝相傳以秦王子嬰所奉白玉璽高祖斬白蛇剣
今案ニ玉璽玉冠剣二物を寳とせしなるも偶合に似たり

○玉葉集　従一位教良
神代よりこくさの寳伝はりて我か芦原のさかりしとそなる

○新葉集　後村上院御製
四の海波もをさまるしるしとて三つの宝を身にも傳ふる

○ま木抄

○やまとまハ如の玉と草薙の御太刀の宝なりけり

○神皇正統記ニ第八十二代第四十四世後鳥羽院　此帝ニ種
の神器を具せさせたまはで践祚のはじめの神例に依り
しかとも法皇国の主にて正統の位を伝へましませは皇帝
京親王の神器なからしかうかふよ天位につきましまされ
平氏にわうひて後内侍所神璽ハかへりいらせ給ふ宝剣ハ終ニ
海に沈みて見えたまはす其比ほひハ昼の御座の御剣を宝剣
擬せられしか神宮より神剣を奉られたりし
よりて近比まての法にさためき三種の神器のうちハ南都
にあり侍りしを此内侍所ハ神鏡ニハ熱田の社にありと二種ハ
皇居御神前にましますハ内侍所ハ宗廟の御代に
清かへられうし此度あり村上の時天徳年中なりき
にあひおふそれまでにも京観りけましまさり後朱雀の御
時長久年中かさねて火ありしに灰燼の中より光を放て
あらひけるをあつめてそ納められけるとかされと一正体ハ

あつて万代の宝府にをさめ給ふ宝剣も正体ハ天の叢雲の剣
（後に草薙とかふこ）中ハ熱田の神宮にいはひまつる海に沈しハ宗廟
の時代に日く作りかへられし給ふ七つのにハ其霊をうつし
みやとうつしめしなれを熱田の神物としてあるゝ時のこと也新羅
国より道行といふ法師来りて盗まいらせて神宮を
して我国を出給ふ此かの国の正体ハ正躰にそ神まします返き
古代の天皇のときも清め給はして玉も其の所をもとめ返りて成
まつ失すし宝剣ハもとよりのまゝとそれ中よるべき神璽
ハ八坂瓊の曲玉中神代より今に加へ代々の所あまも
まちかれぬ代をりあまれハ海中より浮出しめ給ふこと
三種の時ハよく今日まてきこえあつて我のめたえひさ
上古の神鏡ハ天照大神の御子にて草薙の宝剣ハ海に沈
これりと申侍ふまと伝へ聞や加へちく継ぎ代々ハ三
種の山陵をもちて眼目とし福田とするの奈れハ日月の

天をめぐらん程ハ一日もかけのありぎきあり天照大神の勅に
宝祚のさかえまさん事天地ときはまりなかるへしと仰れ
ハいかてうたかひあるへきはまりゆくさきもいとたのもし
ことをおもひさまへれさし

○太平記三　後醍醐天皇遷幸事　十月二日六波羅の北方
光厳院藤原能貞三種の神器を後国に伝て立坊を
給の其儀式かならす光厳の自ら入給しく
せさせ給ふ能新可論事まいる三種の神器を渡し
ろひて彼院の新帝にまいらせべきよしを登上度
房を以て仰出されけるハ三種の神器ハ古より継体の君位
をまもる宝なり時月を授けるものに四海に威を振
小庭にて告げく天下を掌に握る者といへともいまた此
三種の神器を自ら所しないかて新帝に授しまつり例を守
其内侍所をハ笠置の本堂に於宝なりし

定めて戦場の灰燼となりしこそ惜きをかしぬしめ神璽ハ山中
に遊ひし時木の枝に懸りしハ逢ふにも吉野のおくりとなる
らせたまひぬるよし宝劔ハ武家の掌より天皇へ献られ
ても伴に近侍たりけれハ南朝の君の上に伝へさせたまへん
みるに神璽も徳光を放ちたるにや明らかなりと仰せられけるハ
東使太人も六波羅にて諱なくして退去云々

天璽

河内川なかし

○後漢書の光武記に建武出ける時ハ千歳君一人図璽を履斯
白蛇剣をとりぬくとも神璽宝物の光に似たり文献通
考并歳官考十倍律の条にもしく出たり

○言葉集　璽璽

久かたの河内川なかしとしもなし世へこそわきて神代のうきあり

寶璽

璽をしるしと訓し又ハおしてと云ハ押手の意也　しるしのれう

○玉葉集

神代より三種の宝伝はりて我芦原のしるしとそある　從一位教良

○新葉集

四の海浪もをさまるしるしとて三の宝を身に伝ふる　後村上院御製

○まなお抄

やまとハ出の玉と草薙の劔と國のたからなりけり

○言塵抄

久かたの伊す川しるしとこそあれ川へとそおきし神代のかきり　亜璽

天璽

○名義　はじめのおして　清輔

神代より天のおしての神あきらかにされてをる也山代

名乃神璽者一武者大嘗會之基方者死寿示

大嘗会清輔朝臣詠悠紀方者八雲御抄意

之基作者云前又云承今者所度的詑

草薙剱　くさなぎのつるぎ

国璽神剱　同上　五十巻　賊官考十傳中　法篤出則多識

者一人負國璽操斬白蛇剱参乗神剱○後

漢書　光武　○文獻通考

○又云

やまとみゝ出てる玉と草薙の剱と玉のたからあつける

八天瓊曲玉　やさかにのまがたま

○ま本抄
やまとみには出る玉と草薙の劔と三の宝なりけり

神鏡　内侍所

○神皇正統紀四　第六十二代第卅四世　村上天皇　在位つゝき天徳年中に初めて内裏に火事ありて内侍所も焼たまひしが神鏡ハ灰の中より出させ給ふ円規かけすしてあきらかにあらハれ出給ひしかハ見奉る人驚感せすといふことなかりきそれ法師にて侍る此時に神鏡の南殿の桜にかゝらせたまひける我小野宮実頼の大臣袖にうけられたりと申すはあやまれるをさき人云傳へ侍る
日上四第六十九代第卅七世　後朱雀院　長久の比内裏に火ありて神鏡やけさせ給ひて霊光を隠しまひれハその灰をはつめて安置せられき　天下を治めさせ給ふ　九年

財物

○法華經、信解品四自念老朽多有財物金銀珍宝倉盈溢無有子息一旦終没財物散失

靈寶

○文撰、七命張景陽若其昊宝則舒辟無方○注呂延済曰言此叙神靈文宝舒卷、不常

珎寳

○淮南子七精神訓 是故視珍宝珠玉猶石礫也

重寶

○淮南子八本経訓 斂人之宗廟遷人之重寶

○同上古詮言訓 天下並無廉士也然而守重宝者必関戸而全封

寶物

○法華経 譬諭品三如彼長者初以三車誘引諸子然後但与大車 宝物荘厳安穏第一

亀寳

○合璧事類 隋柳彧 正直之士国之亀寳○撫韻大全 字幼文

○

たからを宝と 夫木抄雑第十二

宝二舟 夫木抄雑七秋 [illegible]の下

國宝 くにのたから
三種の神寳をいふなるへし

○またから
やまとうたハ めくむ草薙の剣を国のたからなりけり

人物鳥獣草木器形体并器ニ部

○宗廟法宝地祇ニ 祇ハ日本国中ひろく巡りてうつしハおもしきお
めでたき神もえらひてと氏国々も或百姓の姓子問の一ツ
を君はつとつふ祇されを言人ホ国々で其の三を男ても人
一二ツハ花のめく今一ツ背よみそ 指の並ひハ太の手よ
日一又花澤の国みそ 女の髪の二丈に余るを信に髪のな
がきハ毒蛇のあたなりといふ不わたこともうたさくと云て絶不
まかで指れと土器の内に赤のめくみあれ 上地作種の神に
ハ女の首に羽蘢の縄を巻くうちとれ 大き節信ちと信
よろくろそとらやいふ法諸の国ニハ西に巻き奇り 口一ツを
て日も呆て再生死去の何ニ食れよのつま子人形和く喰
といふ僧位ニハ手足の指各三ツ生れ体くちをと筆ハ
皆継しき者の親ひ人をとくえ待り氏かよき人の家ニも

多く不具の人を生じ又あやしき事ども語りつたへたる人多
かり如此き其外の物生れつゝ多かりし其中讃州に一頭に
して四足四翼の鶏ありしと或説には三足の犬をえたり
或猴あるハ雛にやうなる鳥の後先に首ありて尾の羽
をも持たる阿波国に馬の角生じたるを三疋までえたるを
聞きにハ猫の耳ありて横顔にて猫二疋横腹ひとつ
につらなりて二疋一所に生ずる頃是ハ生まる時猫
稚血をなしも其形は頭しかたるにて切ころしたるといひしさま
なんらう又人家の外もの頭のありひとも多し 摂津の国
川尻の小さ桔の花の赤白黄紫の四色に咲かはりて
実を結で卵と桂れども生せす是といひし 陸奥の仙台に
赤白に染分たる桃の花ありしとて珍らしく称し此ハ廿
ハあやしく成侍れハねがはくハ国にこれへても有し伴旦の小塚
にて七葉の松をえたり 五葉三葉ハ世に多かりし是

さへ見る事ありしか同前に樒の葉をにつみひしるしなり
この外おしもらすのけぢめもしらるゝにいとまなけれ

天羽衣　なまの　ちごろも　衣服部羽衣　阿字条見出

天皷（鼓）
○祖庭事苑　諸佛境界三昧経云三十三天善法堂
前有妙法皷諸天常釈箸欲楽時其皷自然有声
説无常法若修羅欲至即皷寛来
なめれづゝ　云　妙法皷
東子天皷ハ自然皷といふがめし猿楽の諷物にも
天皷あり又今俗中にて日蓮宗の信徒団扇を
鳴らす時に証をうち太皷を司らするもこれ妙法皷と
いふをとりて謂人ら始めしことなるへし

海産奇品
○瑯嬛記　引余皇日疏海中所産多類人身而人魚其
全者也蚨青類人着眉目宛然玄羅類人足戚車類男
陰文蜑類女陰文蠟即淡菜亦名東海婦人至千貴
鈴類鳳蓝鍾類鹿　鳩賊類象　木藻類鬼吏奇

火鼠裘　ひねずみのかはぎぬ　かはごろも

○竹取物語上　今ひとつはもろこしにある火ねずみのかはぎぬをとく

○明一統志八十九　外夷火州　東距哈密西連亦力把力南抵于闐此接瓦刺東南至粛州九一月程　本漢時車師前後王地也　云々　火焔山○在柳陳城東連亘

火州宋史云　北庭北山中出硇砂山中常有烟氣湧起然雲霧至夕光焰若炬火照見禽獸皆赤色者疑即此○土産

砂鼠　大如鼢鼠鷙禽捕食

火浣布

○述異記上　南方有炎火山四月生火十二月火滅火滅之後草木皆生枝葉至火生草木葉落如中國寒時也取此木以為薪燃之不燼以其皮績之為火浣布

○神異經　南方有火山長三十里晝夜大風雨不滅中有鼠重百斤毛長三尺可為布若不浄火以燒之則浄号火浣布

○蘇子瞻詩　水螢不知寒火鼠不知暑

○十洲記　火林有火獸四鼠毛長三四寸取之以為布名火浣布有垢汙火以燒布而良久出振之白如雪

○後漢書七十八　西域大秦國傳一名犂鞬以在海西亦云海西国地方數千里有四百餘城　云々　作黄金塗火浣布又有細布或言水羊毳　野蠶繭所作也　○後明楼史苑文苑列傳庵芝八黎軒注云大秦一名引後漢書少異

○史記大宛列傳六十三　安息云〻其西則條枝北有奄蔡黎軒○注
南州志云大家屋舎以珊瑚為柱琉璃為牆壁水精為礎舄
海中斯調州上有木冬月往剥取其皮績以為布極細布巾
斉数匹与麻焦布無異色小青黒若垢汚欲浣之則入火中
便更精潔也謂之火浣布　叅云定重条向門樹皮也　括地志云
火山国在扶風南東大湖海中其国中山皆火然火中有白鼠
皮及樹皮績為火浣布

○輟耕録廿三　回紇野馬川有木曰鎖〻燒之其火經年不滅且
不作灰彼處婦毛取根製帽入火不焚如火鼠布云

○神異經　南方有火山長四十里生不燼之木晝夜火然得暴風不
熾猛雨不滅火中有鼠重百斤毛長二尺餘細如絲恒在火中不出
外而白色以水逐沃之即死取其毛織以作布用之若垢汗以火燒
之即清潔也

みまぬれさるきぬ　不濡衣

今按するにむかしより火浣布のことハいふも不濡紗のこと
ハきゝもしつれと　祖庭事苑の履水靴といふもの
この類なるへし

○述異記上南海出鮫綃紗泉先潜織　一名龍紗　其價百餘
金以為服入水不濡

隠形帽　履水靴　殺活杖

○祖庭事苑　雑譬喩經云　人用三錢布施水三願一
將東作三二解衆生語　三多智命終生處人家後為王
左右解燕語　龍　王女美王欲取之為婦令兒述之兒向
東海辺見二人争隠形帽履水靴殺活杖兒曰我放一
箭遂之先得者与之　遂放箭　二人争走兒取帽著靴提杖
直入海至龍女所脱帽令龍女見女遂与兒持一餅金還國
王勅女独入女進見著帽随而入女見王醜臣金擲王額破
死兒脱帽只女上殿唱言我應為王女為后覇天下

今案するに　隠形帽ハかたちかくれ　あれハ隠し
のきぬの類之　履水靴ハ水をふみて　ぬれさるくつ
なり　殺活杖ハ生死を自由にする　杖そこに龍
宮の宝物なり

牛

牛黄猶宝

牛狗の玉ハ宝とすれとも只好むへきを貴ふ也ふのこ誠の
宝にあらすや獣の病にして疣贅のおひこ也す淮南子
十七説山訓ニも明月之珠蜯之病而我之利虎爪象牙禽
獣之利而我之害なりとあるもまことにさなり

雷斧　一名霹靂斧　又云霹靂楔

○封氏聞見記ハ人間往々見細石赤色形如小斧謂之霹靂
斧云被霹靂處皆得此物千曽於小朱山僧誨徳房中
見一石与前後所見者皆相類問將此何用曰房中大石往
年被霹靂為両殿於霹靂處得此俗謂之霹靂楔偶
然收之無所用也按文中記云玉門之山西有国山山上有廟
国人歳ゝ出礦救千石一作救 千名 曰霹靂給霹靂用従春至
秋乃罷（罷花）諸字書撿無礦字礼記有雜金鑛牛骨鑛音為
祖今一本無 今字 合礦字石傍字金相類讀宜同矣盛宄之荊
州記亦載南中雷神有洪五之事然則俗薄霹靂之石
其信然乎夫雷者陰陽薄艢之為耳激怒尤盛或墮其

衛則謂之霹靂若以為神道譏怒而降之罰人何待一挙
之石以成其成耶

長毛

○吉野拾遺物語三　光明皇后御長髪

光明皇后の御ぐしの事　南都東大寺を巡
礼して御宝物ともおかみてあまた侍りし時人々と共におかみ
く日数の移るも忘られ立侍るほどに中にも不思議におぼえし
おぼえしハ無類希の宝物の内に丸き紙あり其の中にた
け一尺ばかりなる髪あり千尋の髻をまきもて黒髪
いや光ありてうるはしくめでたき物なり　是ハ光明皇后の御ぐし
なりとぞ　見る人々の髪にも似ぬ物なりけりかなと　是を
侍り七百余年の昔此御姿を今見るやうにて人々はなん
きぐる御宮のうつくしきハ昔よりの御ぐしにおもひしく
志りそめつれハ今更のふしぎさにても何しれ敏さも
再返なりといふ物かの様記にも思しめんこそなき御事な
なりけり

鮓荅　　牛黄之玉　石子一名

○輟畊録四往　見蒙古人之禱雨者非若方士然至於印令旌劍符圖氣訣之類一無所用惟取浄水一盆浸石子數枚而已莫大者若雞卵小者不等然後然持密呪將石子淘漉玩弄如此良久輒有雨豈其靜定之功已成持假此以愚人耳抑果異物耶石子名曰鮓荅乃走獸腹中所産獨牛馬者最妙恐亦是牛黄狗宝之屬耳

○今世ニ鮓荅ハ牛馬の腹中ニ生るにて宝玉のことくに
俗ニハ牛黄狗宝も有りて名つけしものゝ本草にも載たる事も
傳中ニ雨をふらするの宝ニ見ゆ　牛黄の病ニて石書ニ有
何の実の捧にへりけ　識ニ人をまとはすものと成て
是れを再ひして信へけんや

連理枝

○後漢書ニ明帝紀　樹枝内附　○注内附謂木連理也前書終軍曰衆枝内附是無外也

○同五十　蔡邕傳　邕　性篤孝母常滯病三年邕自非寒暑節變未常解襟帶不寝寐者七旬母卒廬于冢側動靜以礼有兔馴擾其室傍又木生連理遠近奇之多往觀焉

隠笠　打出小槌

○新延辞抱朱夜　青月子

さゝれの中なる　宝ハ隠れ笠ひらうち出の小槌なれは

自注新古今集　略之

○かくれ笠隠簑　指迷雑談　平公誠

かくれみの隠笠をえてしかなきたりと人にしるへきまて

このうた恋のうたなるを混雑なり

隠簑

隠簑ハ鬼の持宝也　かくれみの

○指迷集　雑談　平公誠

かくれみの隠笠をもえてしかなきたりと人にしられさるへく

○今案ニ指迷集今の本ハ恋ニ誤多く本ニ混雑之の

歌をよみたれハおほしられしとの記されたのにかくしこの歌を

加えの恋部と見るへし　恋の歌なるへし

○続世継物語　巻七

志賀寺の聖ハ京の宿房にかくれて山に九流法花を学へ

と或れ説きしこめ論して諸教に我こそ鬼なと云ひて

もしれたる恐流を学て読誦なりいひつたへける

まことや君のつやをこそなる世にはまされること申されけり

返し
やかれてある志のふへき方とあき其をそ新む隠家の一つやとる世の人侍りける

隠蓑　かくれみの　打出小槌

○宝物集一侍より出て人の方ゟハ隠蓑とふ物こそ
よき宝ときこゆれ令物を取きとそれハ名を任
せてえてんとも人の隠してゐさんこともも少き又ハセらし
からん人の隠れんとも又てんむされハ光福の宝やハれそ
へきと云れハ文侍ある者の云ふやうハ物をも乱
さんにハいそう人の物をとらんとハ中へき　それハいたゞ盗
人まてそ　さふのされ花樹菩薩の隠形の法ある所すれ
まされハ秘法を授て菩薩の形を現してる後の弟子まかせ
あひよきされハ人の宝あるハおかの小槌とふ物こそよき宝よ
そ侍られ彦孫子出て飛よからん家や面白からん女男や（妻）
つらひよからん侍者ゐる牛ともひ物きる物とあそんまりせて
おかしてえんされ人の物なとも乏しくてよくまくるへきれど

まつ一人信ずるごとく出て云やうハ此世の少壮ハめでたき宝
よそにても勝きるハあまた出て楽しくて居たる
翁まで耕をもぐれバつれハ出生して外ものゝあまてたく
とあるこゝの住之されハ目出たくこそみゆることハなくともさや
うのはハ唐土此世にて常に帰りまことらまそれおもひ入てそれ
あまりかしおもしろくありて気窮よりつハ　衰苦かれくらして天人の子
衰ハ地獄の苦にも帰るなれとふめれハ五道にもまれもくれ
又昔より隠衰おもての少壮をおもひ知りといふ人も実ハなし
隠衰の御前にゆきておもひきにいて世ハに残り衛ハて侍る
とこそ記されされハ実にハ何よりも今とハおもにハまさ
られそふめり

兎角亀毛
○商紂之時大亀生毛兎生角兵甲将興此其兆也といへり
深山宝
○古語　深山之宝無心者得之
宝性功徳草
○浄土論觸功徳語　宝性功徳草柔軟左右旋觸者生勝樂過
迦旃鄰陀柔軟草名
○要集上末　七宝諸樹周遍世界名草軟草亦随處有柔軟香潔觸者生楽

訶宅迦　かとら

○或経に云　何宅迦と云薬ハ是をのむる人一切の病をのがれハ
衆病の病を変て吉候となすといへり

安繕那　あせんな

安繕那とは薬を聞て　ぬれハ我ハ物を見て人ハ是を見
ざるをいへり

海飛香　かいひかう

撥論にて海飛香とは宝にて一丸を焼ハまわりに四里
こゝまで香の聞ゆるをいへり

東大寺　鴨毛屏風　并銘

種好日良　湯以得穀　君賢臣忠　易以至豊　論辭之語多悦
會意正直之言　倒心逆耳　正直為心　神明所祐　禍福無门
唯人所招　父母不愛不孝之子　明君不納不益之臣　清貪長
樂　濁審恒憂　孝當竭力　為忠則之命　君臣不信　国政不安　父
母不信　家国不睦

此屏風ハ上古聖武天皇の御物なりとて　今東大寺の宝とす
寺の什物となれる屏風二枚長各四尺壱寸三分　幅一尺九寸三
分を縦に分けたる　中にハ花樹などもて飾りて　鴨の毛
をもて　此銘九十六字を織出せり　文字大さ四分斗なり
是れ世にあるの銘なるべし

禍福無门唯人所招の語ハ春秋左氏伝に見えたり　父母
不愛不孝之子明君不納不益之臣ハ盬（塩）鉄論に出づ
君臣不信国政不安父母不信家国不睦の語ハ説苑に

原て　さうとうとの

七寶　なゝくさのたから　七種宝

七宝ハ金銀瑠璃珊瑚琥珀陣沽瑪瑙真珠等をさして
いへり　これも是ハその大むねにて宝をかぞふるなり　七香車
七里香の数も七つ宝あれハいふなり

○万葉集五　恋男子名古日歌
世人之（ヨノヒトノ）尊（トウトキ）慕（ネガフ）七種之（ナヽクサノ）寶毛（タカラモ）我波（ワレハ）何為（ナニセン）　下略　山上憶良

たま　玉　珠

玉ハ物のきよきあまたをいふ　うちまかせて玉といふことはおほくは珠
のおほひは介甲の玉をいへり　蝦（アハビ）玉などいへり　或ハ玉とてなどを
いひて海より出るものをさすなり　されハ俗伝の玉の伝もいひ
ハ玉出伝をいへり　文献通考ハ異邦の玉ハおもむの海中に
入てとらへのならさきことをいへり　後漢書あらぬよりたへて
縁木求魚升山採珠なども　いふなり

玉をも淵に投　家林作鈔

○後漢書列傳一劉玄傳 准名与器聖人所重今以所重加非其人望其毗益万分興化致理譬猶緣木求魚升山採珠

○尸子 凡水其方折者有玉其圓折者有珠也

○文撰 贈王太常詩 顔延年 玉水記方流璇源載圓折蓄宝每希声雖祕猶彰徹

こうむれの玉 夜 詞林采葉巻二

玉珠 たま

○万葉集三 大伴宿祢家持贈同坂上家之大嬢歌一首

朝尓食以欲見其玉手如何為鴨従手不離有矣

○同三 大伴宿祢駿河麻呂歌一首

一日尓波千重浪敷尓雖念奈何其玉之手二巻難寸

○同三 市原王歌一首

伊奈太吉尓伎須賣流玉者無二此方彼方毛君之随意

○同三 石田王卒之時山前王哀傷作歌 或本反歌

隠口乃泊瀬越女我手二纏在玉者乱而有不言八方

和銅四年辛亥河辺宮人見姫嶋松原美人屍哀慟作歌

人言之繁比日玉有者手尓巻以而不恋有益雄

悲傷死妻高橋朝臣作歌一首
白細之中略新世尓共有跡玉諸乃不絶射妹跡結而石事者不果

○同四 湯原王亦贈歌
草枕客者嬬者雖率有匣内之珠社所念

大伴坂上郎女歌
玉主尓珠者授而勝且毛枕与吾者率二将宿

大伴坂上郎女歌
真玉付彼是兼手言歯五十戸常相而後社悔二破有
跡五十戸

大伴坂上大嬢贈大伴宿祢家持卿歌
玉有者手二母将巻乎欝瞻乃世人有者手二巻難石

又大伴宿祢家持御和歌
吾念如此而不有者玉二毛我真毛妹之手二所纏牟

紀女郎贈大伴宿祢家持卿歌
玉緒乎沫緒二搓而結有者在手後二毛不相在目八方

○同五 思子等歌一首
銀母金母玉母奈尓世武尓麻佐礼留多可良古尓斯迦米夜母

哀世間難住歌
世間能周弊奈伎物能波年月波奈何流〻其等斯等利都都伎意比久留母能波毛〻久佐尓勢米奈利枝多流遠等咩良何遠等咩佐備周等可羅多麻手多母等尓麻可志奈知古良等下略

冨岐玉（ふきだま）吹玉

珠玉の真ありまゝハ硝子を合せて作る是を仮玉と云
又ふきだまと云ハ吹作る玉なれハ之是即ち仮水精之
延喜式よ多彼玉と見えてこれハ此物本邦（邦）にても古より
作りしと見えたり其の方ハ和名抄瑠璃玉の制を倍へし之

○延喜式三 神祇式 凡出雲国所進御冨岐玉六十連 時三
大殿祭料三十六連臨時三十四連 毎年十月以前令意宇郡神戸玉作氏造
備 左使進上 ○八十嶋神祭 玉一百枚 ○造遣唐
使船木霊并山神祭 五色玉二百八十九 ○国造奏神寿
詞 玉六十八枚 亦水精八枚白水精十六枚青石玉四十四枚

五色玉

延喜式三神祇式 造遣唐使船木霊并山神祭五色玉二百八十九丸○国造奏神寿詞玉六十八枚 赤水精八枚白水精十六枚青石玉四十四枚

○

良香后宮のちやうそにて平 九条の御仏名の

料の玉をとてよめる めしゝはへりけるを

わかれ行玉はあれてはらくれは涙のこゝえ 袖にかゝれる

○平兼盛集 後ほゐる寄玉といふ題 地主はいろく玉むすふ

なんとらくといふそれは陸奥の絲しけるはよみてうこぼする

つらぬくき物みをともぬきまなここたもはのれてらくく玉

○伊勢集 いとみだるに人ぞなひけるにかくしえひのこゝ

王の男氏かうみの家 玉をとて入てらるゝられら継す

女のむすひつけられける

たまりせと名はなかられは 玉のをにおひえてみだれくつれ

○後撰集

○紀友則集

玉くら何まなくてもつゆ海の花こほ夜と物ひおとなふ

○八尺勾璁　やさかにのまがたま

○古事記上云　天照大御神聞驚而詔我那勢命之上来由者必不善心欲奪我国耳即解御髪纏御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於御鬘亦於左右御手各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠而云々　○科玉祖命令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠

○今按ずるに八尺ハ弥栄にてさかと云勾璁ハ一玉のめくりたるをのこハすべて其珠のめくりつらぬきて玉のめまつくかまれるをと云五百津ハ其又多きを云須麻流ハ御統にて物の多くあつまりたるをすべるをいふハ其へたはしく其珠数のめくる物の一つ所にあつまりまれるをすべるといふ星にも昴星のよしてなんあり

さゝれハ八尺瓊勾玉とて玉一ツの事とハ古人もいはまれ
やあらん

○まかたま
やまとにハ如の玉と草薙の剱と玉のたくひなる

抱琼玉 字林抱琼小
二尺

曲珠　　まかゝは
あまり

○祖庭事苑　世傳孔子厄於陳穿九曲珠遇桑間女子授授
之以訣云密尔思密尔思孔子遂暁の以絲繋蟻引
之以蜜而穿之未詳所出

千珠満珠
仏説ミミ 涅槃経如摩尼珠投之濁水水即為清
唐谷天時西国献清佗珠胡人以百金買云西国至宝
但若泥深投此珠沈即成水○巌生得 珠投江水中則
清是謂清水珠

塩海珠　しほみつ　たま
塩乾珠　しほひる　たま
今も人の詞ニ乾珠海珠なといへり

○古事記上綿津見大神誨之曰云々若恨怨其為然之事而攻戦者
出塩盈珠而溺若其愁請者出塩乾珠而活如此令惣苦云 援
塩盈珠塩乾珠并両箇
○夫木抄
古への　しほみつ玉ハいつこなる　塩ひ　しほみつ人そしるらん
衣笠内大臣
潮干の珠　太平記巻七　干珠満珠　太平記巻十一

瓊矛　ぬほこ　とほこ　俗云

河社契中神代紀に天之瓊矛この字の下に注していはく
瓊玉也此云努これを此字をぬとよむことよめるは誤也古事紀に天
沼矛とかかれはぬほことよむへし

韓玉　からたま　唐玉

漢唐より来れるをもいはずして三韓その外胡国蛮夷より
来れるをも皆唐玉といふ也から錦からあゐ漢竹から
もとよりよくいひしこと也

○万葉集五 哀世間難住歌　山上憶良
世間能周弊奈伎物能波年月波奈何流流其等斯等
利都々伎意比久留毛能波毛々久佐尓勢米余利伎多
流遠等咩良何遠等咩佐備周等可羅多麻乎多母等尓
麻可志余知古良等　下略

竹玉　たかだま

○万葉集三　大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌

久堅之天原従生来神之命奥山乃賢木之枝尓白香付木綿取付而斎戸乎忌穿居竹玉乎繁尓貫垂 下略

○同三　石田王卒之時丹生王作歌一首并短歌

名湯竹乃 中略 吾屋戸尓御諸乎立而枕辺尓斎戸乎居竹玉乎無間貫垂木綿手次 下略

白璧　しらたま　白玉

○万葉集五　恋男子名古日歌　山上憶良

世人之貴慕七種之宝毛我波何為和我中能産礼出有白玉之吾古日者明星之 下略

冨士池珠　ふしのいけのたま

○平兼盛家集　駿河の冨士といふ所の池なむいろ〳〵なる
玉なんわくといふそれを頼時の守しけるはよそくはしる
つかはすとて類なきものをそこに池にあまるこゝしはかなるを
つくる

眞珠　まゝま　まさ〳〵 和名

真珠ハ和名にハ薬物とする時まゝハ何かや且の玉をみつく
真珠と云ふをハあはびなるも伊勢真珠といふが如きも真珠な
らぬものハ何されとも其の名ハ唐にしてもの一物なれとも
此山海兄石其の外の物より出てまたにあつしきよ記
玉をば云ふ也真珠をいふ千是僞なる物ある真玉なり古人ハ
玉をば家よき宝として金銀を次とせり後世ハ金銀をあそ
て玉ハ其の次の様なりなれり明月珠ハ古人の良玉の名なり
て真珠ハ玉の上品なるを云摩尼ハ玉の惣名梵語と知へし

○無量寿経　講堂精舎宮殿楼観皆七宝荘厳自然化成復以
眞珠明月摩尼衆宝以為交露覆蓋其上　科注上之　釣眞
珠等者問明月摩尼為同為別　答此義難定　大弥陀云　明月
珠鉢摩尼鉢云云　准此文者真珠明月之一珠名非摩尼也
又法華云　真珠瓔珞摩尼珠瓔珞　籖難引大論云真珠出

魚中或竹中或蚌脳中已上 上林賦云明月珠子的皪江靡廣州記云鯨鯢目明月珠 注云 鯨魚死其目化為明月珠 圖経云廣州辺海中有洲嶌嶋上大池謂之珠池採老蚌剖取珠漢書云珠蚌中陰精應月盈虚也今南海之交趾合浦所産云云 又千手経云月精摩尼准之明月摩尼一珠名也探玄記云摩尼者 珠通名云云

万葉集十五詠鎮懐石歌 山上憶良

可既麻久波河夜尓可斯故斯 中略 弥許ミ呂遠斯豆迷多麻布等伊刀良斯弖伊波比多麻比斯麻多麻奈須布多都能伊斯乎 下略

璞 あらたま 荒玉

○万葉集四 湯原王亦贈歌

直一夜隔之可良尓荒玉乃月歟経去跡心遮

面光普変珠　めんくわうふへんのたま

又云　西向不肖玉

神明記　嘉暦二年南都七大寺の衆徒確執の事によりて合戦に及ひ興福寺押寄て焼拂ひけるに法海公の御時本尊の御前に入んか為に龍宮より求め給ひたりし面光普賢の珠も此時失ぬ　此寺を焼ける摂州水田新庄目代即ち犯人にて国に至り前の池に入けり　忽ち狂乱し　やとに呼そして犯ひ犯に犯け苦しみ　方々の田海に焼きさりし　此珠を焼ける　不思議なれ

玉乃飾　たまのかさり

清原元輔集右乃大弐人みまかりの四十九日にあたる経のかさりに
てりて

清の事に涙の玉をかへて玉の飾をかへしとそ申す

玉葉和歌集　裏書記　枇杷皇后大后宮の事とめて仏つくりまほしけるに飾の玉を彼宮保昌朝臣に給へて作られけるに

これに飾なるとて

数ならぬ涙の玉をかへてこれ玉の飾をかへしとそ申す　和泉式部

琪樹　たまのえだ
○文選　天台山賦 孫興公　建木滅景於千尋　琪樹璀璨而垂珠
○注山海経曰崑崙之墟北有珠樹之玉樹玕琪樹
○竹取物語上　くらもちの親王　ひむかしの海にほうらいといふ山
あるなり　それに白金を根とし黄金を茎とし白き玉を実
として立る木あり　それ一枝折て給はらんとか

○無量寿経　七宝諸樹周満世界金樹銀樹瑠璃樹玻瓈樹
珊瑚樹碼碯樹硨磲樹或有二宝三宝乃至七宝転共合成
中略
此諸宝樹行々相値茎々相望枝々相準葉々相向華々相順実
々相当栄色光耀不可勝視　○科注上三ノ九八左見在
此条ハ七宝合成の諸樹七々四十九本々

○観無量寿経ニ仏告阿難及韋提希地想成已次観宝樹観
宝樹者一一観之作七重行樹想　科注疏今言七重者或有
一樹黄金為根紫金為茎白銀為枝碼碯為條珊瑚為葉白玉
為華真珠為菓　如是七重互為根茎乃至華菓等七七四十九重也
○観無量寿経疏十三下　或有一樹黄金為根紫金為茎白銀為
枝碼碯為條珊瑚為葉白玉為華　真珠為菓　如此互為根
茎乃至華菓等七七四十九重也

玉のきず考 纇

○淮南子十三氾論訓 夫夏后氏之璜ハ不能無考 明月之珠不能無纇 ○注考 瑕釁也 纇ハ磐若ハ右絲之緒纇也

○栄花物語玉の宴巻

袂の玉　たもとのたま

薬玉ハ袖にかくれハいふにや　法花経の衣裏玉とハことく
はへりけるにや

○東撰和歌集一　五月　廿三　太上のおほとのより菖蒲合しける扇
に薬玉を画て其うた備定めさせたまへとありし　みとハ
たかおほきにおもしまうへハ
ひとつるや袂の玉に結ふらん　太ハあやめの根そ深かれ
とのゝ御方より御返しせさせたまひて　五月　あやめ草あやめも
すてけるとそみえつるをもちて　をとそ

我宿のつまとハみれとあやめ草ねさへたかはすかくれ
かくらるゝセよとはせられしハ
あやめふく宿のつまとも知らさりつ根をハ袂の玉とこそみれ

鳥珠　うなたま

○万葉集三　太宰大監大伴宿祢百代梅歌一首
烏珠之其夜乃梅乎手忘而不折来家里思之物乎
○同四　太宰帥大伴卿上京之後沙弥満誓贈卿歌
野干玉之黒髪変白髪手裳痛恋庭相時有来
大伴坂上郎女怨恨歌　長歌
押照難波乃菅之　中略　玉探之使毋不所見成奴礼婆痛毛
為使無三夜干玉之夜者須我良尓　下略

五月玉
つきのくま
是ハ薬玉の事也五月五日續命縷とて薬玉をさせし
やまひなきためとて薬玉といふハ長寿の為也
○夫木抄巻七 成信家にて五月の會に 民部卿家
花の色をあやめの玉にぬきとめてこゝのへとめの姿とそ見る

夜光玉
○源順集 秋
むすひおきし白露をそへる物なれは 夜ひかるてふ玉もありけるかな
○夫木抄八 仁和寺にて人々に題をよませられけるに 水辺蛍
夜ひかる玉とそ流るゝ水のうへにつらぬきとめぬ蛍なりけり 源仲正
○十訓抄巻一 随侯といひける者の蛇のきすつけるを見てあはれみて薬をつけて療治
しけれは後に其蛇玉をくはへて來て報恩の為にあたへける 是を随侯か珠とて
世にたからとす 夜光の玉とて天下にならひなき宝なり

夜光玉 字林抄巻十
九ヶ玉 字林抄巻十二

明月珠

○無量寿経 又講堂精舎宮殿楼観皆七宝荘厳自然化成復以真珠明月摩尼衆宝以為交露覆蓋其上○科注上三 鈔向明月摩尼為同為異答此多難定大弥陀之明月珠鉢摩尼鉢云云唯此文者真珠明月是一珠名非摩尼也又法華云真珠瓔珞摩尼珠瓔珞箴難引大論云真珠出魚中或竹中或蛇脳中已上 上林賦云明月珠子的皪江靡 廣州記云鯨鯢目明月珠 注云鯨魚死其目化為明月珠 圖経云廣州辺海中有洲嶋嶋上大池謂之珠池 採光蜯割取珠 漢書云 珠蜯中陰精随月盈虧也 今南海之交趾合浦所産已上 又千手(手)経云月精摩尼 准文明月摩尼一珠名也 探玄記云摩尼者珠通名云云

明月珠

○淮南子十三 氾論訓 夫夏后氏之璜不能無考 明月之珠不能無纇 然而天下宝之者何也 其小悪不足妨大美也 ○注 夜光之珠有似月光故曰明月

○十訓抄第一 漢の武帝昆明池にて何とかや一の鯉の鈎をふくんて死なんとしけるを帝見給ひて人をしてときはなちてけり 其後帝の夢中に鯉来りて悦ひ申しけり その後池の辺にて明月珠を含みて池の辺におきて去ぬその後かの池の鈎縄をとゝめられけり

昆山玉

○史記八十七 李斯伝 今陛下致昆山之玉 有隨和之宝 垂明月之珠 注正義曰昆岡在于闐国東北四百里其岡出玉

○括地志云 濆山一名昆山二名断蛇丘在隨州隨県北廿五里 説苑云 昔隨侯行遇大蛇中断 疑其霊 使人以薬封之 蛇乃施去 因号其處為断蛇丘 咸(歳)餘 蛇銜明珠径寸絶

白而有光因号随珠

随侯珠

史記 同上 第七

○十訓抄 巻上 随侯きすつける蛇をみて薬をつけて愈て蛇たすかりてのちぬ後珠を含みて報し随侯これを得て家富栄えけり光ある珠なれは其名とせり

七曲玉 [illegible] 下 和玉 合浦 珠 [illegible]

衣裏宝珠 ころものうちのたま

衣の玉とて歌にもよめることは法花経の譬より出たり

○法華経四 五百弟子受記品八 世尊譬如有人至親友家酔酒而臥是時親友官事当行以無価宝珠繋其衣裏与之而去其人酔臥都不覚知起已遊行到於他国為衣食故勤力求索甚大艱難若少有所得便以為足於後親友会遇見之而作是言咄哉丈夫何為衣食乃至如是我昔欲令汝得安楽五欲自恣於某年日月以無価宝珠繋汝衣裏今故現在而汝不知勤苦憂悩以求自活甚為痴也汝今可以此宝貿易所須常可如意無所乏短仏亦如是 下略

○玉かづく　潜玉

○純友別集二　○後撰集　源職訪

玉かつくみるめかりふねわれもいさ川海のそこひも志らぬ君かな

○万葉集六　山部宿祢赤人作歌

天地之遠我如中昭御食都国日之御調等淡路乃野嶋之海上乃海底奥津伊久利二鰒珠左盤尓潜出船並而仕奉之貴見礼者

採珠　文献通考巻十八　開宝五年詔罷嶺南道媚川採珠先是劉鋹於海門鎮募兵能採珠者二千人号媚川都凡採珠者必以索係石被於體而没為深者至五百尺溺死者甚衆及平嶺南廃之仍禁民採取未幾復官取容州海渚亦産珠官置吏掌之自太平興国二年貢珠百斤七年貢五十斤経寸者三八年貢千六百一十斤皆珠場所採

潜海采珠　かづきて玉をとる　玉かづく

古今万葉集などに玉かづくとよめるは海に入沈みて鮑をとりて玉をとる也　その事ハ諸書にくハしき事なれバ略す　雲も同じさまなるや文献通考又元の國字役り輟耕録にもしるせりけることは是に皆畧のしつゞく

○文献通考

輟畊録十廣東采珠之人懸但干腰沉入海中良久得珠
擄其絙船上人挈出之葬于黿鼉蛟龍之腹者比比有焉
有司名曰烏蜑戶蜑音但仁宗登極特旨故免時敬公載
卿爲江西行省參知政事傳録管掾史立案令廣東師
府抄具烏蜑戶一一籍貫姓名置冊申解他省官曰中
書照大無是恐不必也公曰万一乃申明舊典庶不害及良
民未幾太后中使至人咸服公先見之明

魚眼珠　うをのめたま

魚の眼をみがくやうに皮を去て玉となるを云生ま
でも老て一とながるなる摩尼と明月珠の但かる多くほ
ちなも考ふべし

○述異記上南海有明珠即鯨魚目瞳鯨死而目皆無精夜可以鑑謂之夜光
○白氏文集廿六鷲人卷軸須知有随事文章不道無篇數雖同光價異十魚目換十与珠
○文選到大司馬記室牋任彦升維此魚目唐突璵璠○注李善曰魚目似珠璵璠魯玉也雒書曰秦失金鏡魚目入珠韓詩不傳曰白骨類象魚目似珠

龍頷玉　たつのあぎとのたま

○白氏文集明卅八黒龍飲渭賦頷而碎璅遂落奮鬣而細而飛揚

○莊子十列御寇人有見宋王者錫車十乘以其十乘驕穉莊子莊子曰河上有家貧恃緯蕭而食者其子没於淵得千金之珠其父謂其子曰取石來鍛之夫千金之珠必在九重之淵而驪龍頷下子能得珠者必遭其睡也使驪龍而寤子尚奚微之有哉今宋國之深非直九重之淵也宋王之猛非直驪龍也子能得車者必遭其睡也使宋王而寤子為虀粉矣

○音義驪力馳反驪龍黒龍也

無價宝珠　むかひなきたからのたま

○法華經四五百弟子受記品八世尊譬如有人至親友家醉酒而臥是時親友官人當行以無價宝珠繫其衣裏与之而去

玉夢　家林於葉上

玉庭　同上

如意宝珠

○毘沙門天王経　振多摩尼　○希麟音義六云直多末尼梵語軽重也此訳云如意宝鉢也

摩尼

○毘沙門天王経　振多摩尼　○希麟音義六云真多末尼梵語軽重也此訳云如意宝珠也

○無量寿経云又講堂精舎宮殿楼観皆七宝荘厳自然化成復以真珠明月摩尼衆宝以為交露覆蓋其上　○科注上三鈔云真珠等者問明月摩尼為同為異蓋此或難定大弥陀云明月珠鉢摩尼本云　云　准此文者真珠明月是一珠名非摩尼也又法華云真珠瓔珞摩尼珠瓔珞箴　難引　大論云真珠出魚中或竹中或蛇脳中　已上　上林賦云　明月珠子的皪江靡

広州記云鯨鯢目明月珠注云鯨魚死其目化為明月珠

図経云広州辺海中有洲洲上大池謂之珠池採老蚌剖而取珠謂之珠蚌中陰精隠月盈虚也今南海之交趾合浦所産　已上　天千字経云月精摩尼准之明月摩尼珠名也

擢玄記云摩尼者珠通名云云

末尼　また

○観無量寿経ニ一一徊間有五百億妙華宮殿如梵王宮之童子五百億釈迦毘楞伽摩尼宝以為瓔珞○科経北知礼云釈迦毘楞伽此云能勝摩尼正云末尼此翻離垢言宝光浄不為垢穢所染又翻増長謂有此宝処必増其威徳舊云翻為如意随意此皆義翻也疏抄云宝矩陀羅尼経如意珠有三一名威光二名釈迦毘楞伽宝名宝精毘楞伽者謂真金色善根所生自然所宝住於梵宮菩薩従閻浮提生都率天宝自然生於璡中壊滅諸肺毒事宝精者謂処菩薩福力所感生身常用為荘厳具作諸仏事足宝璡経云毘楞伽宝在帝釈頸遍照三十三天一切所有皆悉照見○

○翻訳名義集

○観無量寿経　次当想水想水者極楽国土有八池水一一池水七宝所成其宝柔軟従如意珠王生

摩尼

○観経　一一葉間有百億摩尼珠玉以為映飾一一摩尼放千光明

真多摩尼

○大薬叉女観善母弁安子成就法　○希麟音義真多摩尼梵語也云振多末尼也云質多摩抳一也此云如意珠也尼音尼整

水精

○本草綱目水精　時珍曰水精亦頗黎之属有黒白二色倭国多水精第一南水精白北水精黒信州武昌水精独性堅而脆刀刮不動色徹如泉清明而瑩置水中無瑕不見珠者佳古語云水化謬言也薬焼成者有気眼謂之硝子一名海水精抱朴子言交廣人作鍜水精盌是也

頗梨境　分林抄第十二

硝子　　びいどろ　　仮水晶

○本艸綱目　水精条　時珍曰倭國多水精第一云云薬焼
成者有氣眼謂之硝子一名海水精　抱朴子言交廣人
作假水精盌是此

○童子問李翁所撰美以度呂也　格古要論曰倭國多水晶
第一　對類正宗亦云倭水晶第一　又衆孟子序曰且䋲
与水精兆不光有以水字為勺以精字繫下勺之説然水
精者水晶也元見本艸拾遺

流瓈　　るり

流瓈そのおゆゝく渡す偽物を作りしかよそのちからきにハあさき
いろくなりしかハん英瑠すゝく今世ニハ假瑠を用ふめし是得
ある後に瑠璃色とふいこのふるめしく　外の瑠色ハよくな
けれハおのつからもいひしなれん今ハ倭のるりさハ揚州をふ
して偽瑠璃ハこなきちる硝子それこれを假水晶といふ董誌よ
ハびいどろと云ハ　瑠璃の假物みしくれく　陰能と云きとふ
るめをとるうとふへし

○鼠璞　宋　戴埴　琉璃自然之物大秦國出綠縹青紺赤
白黄黒紅紫十種今用青色琉璃皆銷冶石汁以衆藥灌
而成之始於元魏月氏人商販到京能鑄石為琉璃採礦
鑄之自此賤不復珍非真物也博雅以琉璃為珠近之

琉璃

○本艸綱目　時珍曰按魏畧云大秦國出流璃有赤白黄黒青緑縹紺紅紫十種自然之物沢潤光采踰於衆玉今俗所用皆銷冶石汁加以衆薬灌而為之虚脆不貞

○字彙　始拾元魏月氏人商販至京

○白氏文集　紅頗頷林寒有色　碧琉璃水冷無声

今案するに流璃色ハ紺なるものにて瑠色にして今云ふるり色とよりその故ハ慈恩寺三蔵法師傳巻三十三右戒賢法師か夢を説し而言於夜中夢三天人一ハ黄金ニ一ハ琉璃色ニ三ハ白銀色ニして次第ニ入人指瑠璃色者語知尚曰汝識不此是観自在菩薩なりといひしことを見るに白銀の色ニかハりてあるつきとて後世此の時ニハ琉璃ハ揚青色なりと思ふ者おほかりつれ別のものそ

流璃　るり　流離　瑠璃

るりといふ字二ッのことありて今ある色といふ紺ハ紺の光色なるを云これハ揚青といふものゝ色にて事とハ色ハなにもなききを知りてつやのあるをいふ也揚まて色つきなるハ瑠璃焼の器ハ今くすきとあるをふかくいふもこれくまてふるき色ハこな紺をいふ也下に引る西域傳にてあきらか也

○前漢書九十六西域傳罽賓國　珠璣珊瑚虎魄璧流離○注師古
魏略云大秦国出赤白黒黄青緑縹紺紅紫千種流離此蓋自然之物采沢光潤踰於衆玉其色不恒ニ云々

○白氏文集十五巻尉遅少監水閣重宴　律水軒平写ニ琉璃鏡草岸斜鋪翡翠茵

○
○瑇瑁　　　文甲
○前漢書九十六西域傳車師後國罽天馬蒲陶則通大宛安息自是之
後則珠文甲通犀翠羽之珍盈于後宮○注如淳曰文甲即瑇瑁
也通犀中央色白通兩頭也
○文撰子虛賦司馬相如網瑇瑁釣紫貝○注李善曰東京賦曰瑇
瑁不簇謚曰瑇瑁珍名

紫貝
今云子安貝之事を文貝とよふ古へ宝として用ひたる事今の金銀
のごとし形ち宝字に似たり異国にても然り紫貝と
ハ紫地に黒き斑文あるをいふ
○文撰子虛賦司馬相如網瑇瑁釣紫貝○注李善曰郭璞曰紫
貝紫質黒天也西京賦曰擭紫貝珪　栢貞經曰赤電黒雲謂之
紫貝

珊瑚　さんご

○明一統志卆外夷　三佛斉國　在古城国南吉　程　土産　珊瑚

注生海中窟深處　初生色白　漸長変黄　以絲縄繋土瓜

鉄猫見用黒鉛為墜　擲海中取之　初得肌理軟膩見風則

乾硬変紅色者為貴　若失時不取則蠹敗

虎皮掛鞘（かけざや）御添

○武徳編年集成　土　元亀元庚午年九月廿六日　今宵軍

評議畢て信長徳川殿を招かれ　御帰営有へし

当家の徳の積ハ諸神八部の冥助の根こと

徳川殿ハ源家の宗室たる故是を授く　所の平氏

徳を揮ひ捷を速かに得玉へと　云て　虎皮の鞘

を膝の上に置玉ふ　今の虎の皮乃太刀　是也の御添

是也と　國子家酒井信篤か許ニ有之

○編年集成の外題ハ御小納戸　木村係中郎之蔵之

國子家酒井信篤ハ林大学頭弟　信篤之

弘法大師三衣傳來袈裟

東寺什物

○顕密威儀便覧 上巻 犍陀殺子袈裟此衣者弘法大師之所傳乃以竺国乾陀羅樹汁染故名之犍陀羅黄色梵名又云亦多黒少且峯東宮東寶二記昔金剛智以是傳不空不空傳慧果慧果傳空海嗚乎三國相承福利無量更名東寺之珍永傳於今至

聖宝僧正如意

○顕密威儀便覧 下 如意 中略 又有聖宝如意皆刻五師子表無畏也面彫三鈷杵表顕密並学也歴世傳授在東大寺東南院興福寺維摩講師必執此如意以應演唱西寺有事東大寺不出如意者無如意羅講會至是朝廷勅東大寺出如意行法事 其秘重如此

京極高次室 浅井氏 妾伴瑞物語

○武徳編年集成九永禄十一年戊辰十二月甲陽の武田ハ云々
徳川家武威盛ニして参州既ニ並呑已を州もまた危し
東ハ参河を以て氏真の敵ニ属せハ信州より兵を発し今
川家のため信玄忽 徳川家を責め盤して其の強を遂く
きよしを談しむ氏真蒙昧なりと以て早く暫し信玄の偽
計邪悪我能察しる氏真を極メて誹し謀を以て侵略
せらるへき為の謀略なりん先年甲越の争の時信玄猶犯ヨ
訪し京極高次室宗に業読の伴瑞物語を携へ甲陽ニ論
らられハ初め三條実隆より淑文氏郷へ物られし陣立を
出を以て先考義元のつまヨ信玄の好みを帰る其の上密
ニ今川家の十余を募り日太を求むるに之にて既ニ家取し

早ぬるゝの諜状を渡す猶く向後叔姪の瑕を記べき旨物
て離す とぞ

定家卿筆古今和歌集

○武徳編年集成 九 永禄十一年戊辰十二月 十三日 黎明に武
田信玄并二人及小人二人をもして駿府の城を放火
し小人等二人をもつて今川の重器定家卿の筆古今和歌
集を始め名物利刀を兼て御庫守まで是を侵し元
しむ午時に駿府に移り城中唯一縁家の子を銀
金を焼亦す氏真は懸川を走る之従者二子役人当時の山
家にあり時にしろ為百騒ぎたりしぞ

弘法大師高野山画図

○高野探き 高野四高野山御行ありてその後法覚菅山の
異朝ありとて一の巻物を天覧に入らるれば高祖大師の
弘仁帝へ捧られし高野一山の画図を御らせ給ふその子ども天
皇御宸翰を染させ給ひ御製の文をもとへられ朱の御手詰
きせ給ふまで是は付きて其ま御叡覧の後御宸筆を此度の禁中
御染させ給ひく一軸に一軸の巻をおさめられていとめでたく高野の
一物となれらし

西光善変珠　　めんかうふへんのごとき　一云　西向不背玉

今案るに神応院に西光善変珠といふを見しハ氏なるに白ひえ
なる時西のひかり放すなる　かくるゝといふ名ありけれハ人々人の善悪の
因縁によりてこゝに来りて見てある相のあらはれにやたとへハ仏菩薩
鬼畜の姿ひとつみゆるをいふ紀又ハその内に見ゆる像識の果
なりとや是等ハ耶蘇宗に用ゐる院の器にやあるべき又世に伝ふ
まくいふるにハ西向不背とそいつくよりみてもうちの仏像ハその
人にむかふもさうひてふしむかふなる故にうちよりハ伺へりいづれ
か識るべき但是も今ハ焼亡て伝はらずとぞいへり

○神応院ハ嘉暦三年南都七大寺の衆徒碓氷のうちにて合戦に
及ぶ小兵衛等之押寄て焼払ひける時佐（淡）路公の仏像本堂の
仏像に入れりけるを新寺より求め得てかへりし西光善変
の珠を此時失ひし氏寺を焼ける摂州の新府司左馬助殿に
ありて国政後の前の川に入けり焼やおそしやと呼もして焼死

ニ死ケり昔より定らの四瓢子焼ざりし 此珠光も焼けるこそ
不名役なれ

瓢箪茶入　　一名 上杉瓢箪

唐物へうたんの茶入ハその伝来久しく其の初め珠光所持せしを
ハ明細より伝りし 此東山殿 慈照院義政公 室町将軍家 の御物なりし
さて其の後防路へ移り 大内父 大内義隆所持 が子息
義長に譲りし 此大友宗麟 時を利 元就大内義長を
陶安房守同心 此義隆を謀して 其の大内義隆を討しの時
元就 後世を考 其の大友宗麟へつかわして 云せけるハ会
其大内義長を其つめ 茶入 おそれハ
まいりて是を宗麟にて以るハ 義長にハかまはて
不和にて 何れハ 持路持伝へし 箪
箪の茶入ハ大内義隆より伝へて今義長の方に在るべし是を
以て 帰りが 其のものれハ元就 其の子
云おくりて 義長より譲りて 宗麟へつかはし これこの
時弘治三年四月七日 大内義長 陶安房守 一門こと自害

して出ける　その後天正十七年　大友義統より太閤秀吉公
家へまいりしを　第一の重宝として　褁薬子て此手つゞり
上杉中納言景勝に被下し　然子息の弾正大弼定勝まで
四十年の間家宝として秘蔵せり　此茶入は上杉　飄箪といふて
その後上杉定勝弾正の後子綱勝として　右の茶入家へ
奉られしを　いつの比にや加賀中納言利常へ譲りしが
利常公逝去の時まで　此茶入を奉られし　然紀伊大納言
殿献上に其の紫頂戴して　かくしけるを　此茶入は上杉へ
扨譲りしや　何れ然るに紀伊家より　殿へ参りて　飄箪の
茶入とぞ名物とせしとや　其の以後ひしかまことにや

菓子の絵　　天王寺屋宗及
小松嶋　　薬師院
柑子口　茶入　　油屋常祐

○武徳編年集成上　元亀元庚午年四月朔日　織田信長洛陽
半井驢庵か宅に宣寓し　泉州堺津の大商等か重器
を閲覧有り　　神君も供立京都其外を叡覧有商家
茶入等持来る事　記すに遑（皇）あらず　就中　天王寺屋宗
及か菓子（好）の絵　薬師院の小松嶋　油屋の常祐か柑
子口の茶入又奔逸なる故　其の價は千金を抛け之を求め
らる　松永弾正少弼久秀　諸の絵を献す

諸の絵　　松永弾正久秀

鋳一輪花入

○老人雑話 雑事舜話 利休の子宗安茶の名人也 或時の不に
つりて 今焼鋳の一輪に活て茶の湯をいたして 終に一輪を
見物ありける事ありしき 或時茶具種々つらね 花入を出
らさりしに人々何事にや其の鋳の一輪は今に宗安か家にありとぞ

一永井 肩衝
永井正宗

○諸家招抄 七巻 上杉景勝卿の所持の相州中正宗
右永井右近大夫景勝より新発田へ遣し 越前守秀康へ遣され 今の永井信濃守
氏右近大夫は元来 神祖御譜代之 小田原陣の後 台徳院
生家の右に下り氏を 死去の後上杉家へ 仕へまゐらせ 大力大名
之重臣 相州正宗にてある 名物 [illegible] 然て軍功 不可比する
き 其之後 右近大夫と云 右近大夫 御所へ延され 此の時 [illegible]
附此の正宗 秘蔵を懸て 遣して 上州 源家の 宗近之氏
旗本より 殿下の 采配をうらひ 秘蔵せしと 其後の女あ
落し右の 正宗を 以て 遣し 此の女 迷惑して 秘し

浅野の内ケ 石信子を入たる壺を永生ニ其の代ニつくるに
信子小坂を以て為 かの石信子入の壺をえて子を打殺し
し其物の右衛門ニ極る即ち永井右衛門と云者ハ此方
此者ニ成之者 又其者上京ニ而浪人を書入たるを
尾張の親類へ立寄ニ参り 拙ハ浪人ニ而能く宿まてつかはし
被其身ニ深かりニ名護屋より到着今ニて 別れ此の時
其の浪人ニ而刀を 其後さしかへの刀と共ニ某其者ニ於て
一先て大ニ驚く され共其方ニて かの代の脇刀を預り置き

○今度其者板倉伊賀守へ参る脇刀をためし候へて
丹を合 或る時に其刀を取りて研にかけ云ふ此刀ハ数種の物まて
又未だやらすハ無し 大方大切なるものとて切ざるにてそ候し
とふさて 稀なる二人の罪人ニ為ためし 外の刀ニて不切
其ね 脇刀ニて切り落されたまひしぞ 古物ニて 較ひなし

研てみれハ宗上正宗と銘ありて是も
正宗ニて名物なりと云

此方へ上ル 永井

佐渡庄司勝信家鞍説

○讃州採薬記 傳多五郎號蘆林 阿波鳴門山醫士常子佐渡庄司末孫の墓所ありし氏常子勝信の家に鞍あり請ふて車の前に修之説きあり佐藤林と云ふ所に百姓中村吉左衛門と云ふ者是を所持庄司の末に祖父某佐渡庄司が家跡の者より婚姻に縁て子孫の者家を吉左衛門祖父へ譲りと云伝へ此者の家に相傳ふるよし吉左衛門が祖母の名はぬさと云ひし由右の鞍説も同じく見せたり嘗て古代の器なりと云へり

国立公文書館
National Archives of Japan